

第121回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 第107号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補正予算（第3号））
- 第108号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第109号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
- 第110号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 第111号議案 令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
- 第112号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第113号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第114号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第115号議案 令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第116号議案 令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 第117号議案 令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第118号議案 令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第119号議案 令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 第120号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 第121号議案 神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約締結事項の変更の件
- 第122号議案 神河町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第123号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第124号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第125号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第126号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 第127号議案 令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第3号）
- 第128号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第129号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 第130号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第131号議案 令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 第132号議案 令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 第133号議案 令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）

第 1 3 4 号議案 令和 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）

神河町告示第157号

第121回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月26日

神河町長 山名宗悟

1 期 日 令和6年12月4日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小島義次	松岡宣彦
木村秀幸	藤森正晴
小寺俊輔	藤原資広
廣納良幸	栗原廣哉
安部重助	澤田俊一
吉岡嘉宏	

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第121回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和6年12月4日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年12月4日 午前9時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	第107号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補正予算（第3号））
日程第5	第108号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
日程第6	第109号議案 姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
日程第7	第110号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第8	第111号議案 令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	第112号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10	第113号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	第114号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	第115号議案 令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第116号議案 令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第117号議案 令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第15	第118号議案 令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	第119号議案 令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	第107号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補正予算（第3号））
日程第5	第108号議案 神河町教育委員会委員の任命の件

日程第6	第 109号議案	姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件
日程第7	第 110号議案	令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第8	第 111号議案	令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	第 112号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10	第 113号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第11	第 114号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	第 115号議案	令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第 116号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第14	第 117号議案	令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第15	第 118号議案	令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	第 119号議案	令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）

出席議員（11名）

1番 小島 義次	7番 松岡 宣彦
2番 木村 秀幸	8番 藤森 正晴
3番 小寺 俊輔	9番 藤原 資広
4番 廣納 良幸	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 澤田 俊一
6番 吉岡 嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	高内 教男	主査	鵜野 雄二郎
----	-------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名 宗悟	建設課長	藤原 寿一
副町長	前田 義人	地籍課長	中野 友純
教育長	入江 多喜夫	上下水道課長	谷紹和人

総務課長	平 岡 万寿夫	健康福祉課長	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒 田 勝 樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木 村 弘 美
税務課長	藤 原 一 宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長 井 千 晴		北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事	井 出 博	町参事兼事務長	高 階 正 三
農林政策課長	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	井 上 淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事	岩 田 勲	教育課長兼給食センター所長	児 島 浩 司
ひと・まち・みらい課長	石 橋 啓 明	教育課参事兼社会教育特命参事	宮 本 公 平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事	高 橋 吉 治		

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

9月定例会閉会以降、2つの選挙がありました。まず、10月15日公示、10月27日投開票で、衆議院議員の解散総選挙が執行されました。自民党、公明両党が議席を減らし、与党が過半数割れしたことで石破政権の政策に大きな影響を与え、より丁寧な国会論戦が必要となっています。このような状況の中ではありますが、一地方議会として総合経済対策が盛り込まれた令和6年度補正予算の早期成立を望むとともに、石破総理が掲げられた地方を守る新たな地域創生、身近な生活に関わる税制・社会保障制度の見直し、国民の安全安心を守る防災庁の創設など、公約の実現を期待するものがあります。

続いて、10月31日告示、11月17日投開票で、兵庫県知事選挙が執行され、齋藤元彦氏が再選されました。兵庫県議会が全会一致で県政の立て直しを求めた選挙でしたが、今もなお混迷を深めている状況にあります。齋藤知事には説明責任を果たされ、兵庫県政の一日も早い正常化を切望いたします。

次に、神河町議会の改革の取組についてです。10月26日に神河町議会のあり方ゼミナールを開講しました。これから神河町議会はこうあってほしい、必要とされる議員像、今の議会や議員に必要なものなどを語り、町民の方々の議会への関心を高め、議会の活性化を図る取組です。本年度と令和7年度の2か年をかけて、応募された高校生から70歳代までの町民22名のゼミナール生と議員がセミナーやワークショップを行い、これからの議会と議員の在り方を考えていきます。開催状況は逐次、議会のホーム

ページに掲載するとともに、役場本庁舎玄関ロビーに掲示しておりますので、町民の皆様にぜひとも御覧いただき、御意見をお聞かせいただきますようにお願ひいたします。

さて、本日、ここに第121回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶の至りに存じます。

今期定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、専決処分の承認、人事案件、協約の一部変更、令和6年度各会計補正予算など計13件であり、いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第121回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

師走を迎え、寒さが身にしみるようになってまいりました。11月19日には峰山高原、砥峰高原では初雪が舞うなど、冬の足音が確実に近づいてきています。

まずは、10月の衆議院議員総選挙に続き、先月の兵庫県知事選挙には、町民の皆様の御協力により多くの方々に投票いただきました。おかげをもちまして、兵庫県知事選挙でも投票率73.37%と県下1位の投票率となりました。改めまして、町民の皆様方に感謝申し上げます。

このたびの兵庫県知事選挙は、公益通報文書問題で混乱する兵庫県を安定させるための極めて重要な選挙、私自身、これまでに経験したことのないSNSを活用した選挙、それも誹謗中傷とも取れる情報が飛び交う中での選挙であったと感じています。そして、その状況は選挙が終わった現在も続いている状況となっており、一日も早い兵庫県政の正常化を心から切望する次第であります。そして、また、今後、SNSの正しい活用について十分な議論と調整が必要であると感じました。結果として、信任を得て再選されました齋藤知事には、兵庫県のリーダーとして、兵庫県庁内はもとより、41市町との信頼と連携強化で真に躍動する兵庫を推進していただきたいと切望します。我々も全力を尽くしてまいります。

さて、11月は町内で多くのイベントが開催され、私も皆様と一緒に秋の深まりを楽しみました。10日には神河町消防団防火パレードが開催、また、越知谷エリアでは名水めぐりゆずマラニック、上小田区の秋の収穫祭「自然薯まつり」、根宇野区公民館では「ゆず祭り」が開催されました。さらには、JR播但線利用促進の取組、第10回「長谷駅を「私たちで守ろう」紅葉ウォーキング」が開催され、約200名の参加者が生野駅から市川沿いに長谷駅までのウォーキングを行いました。寺前駅前ではカーミン

の収穫祭、JA兵庫西粟賀支店前の広場ではJAふれあい農業祭が、新野駅前広場では「水車の里新野秋の収穫祭」、そして、道の駅「銀の馬車道・神河」秋の収穫祭が開催されました。夜は福本区主催の福本藩陣屋跡回遊式庭園の紅葉ライトアップなどなど、11月は盛りだくさんのにぎわいづくりで多くの人々の交流も深まりました。ようやくコロナ禍以前の神河町が戻ってきたのではないでしょか。

一方で、11月は国の予算が決まる時期でもあります。毎年自治体関連、各種団体による要望活動が展開されていまして、全国町村長大会はじめ、治山林道、治水砂防、過疎対策、山村振興など、各方面の全国大会に参加をし、あわせて、各省庁と地元選出国会議員への要望活動も行ってまいりました。神河町としても来年度予算確保に向け、精いっぱい要望を行ってまいりました。

次に、11月29日には、総額13兆9,000億円の国の令和6年度補正予算が閣議決定したところです。このたびの国の補正予算につきましては、その内容を確認し、今後の予算に反映させ、地方創生はじめ、物価上昇対策等にしっかりと対応してまいります。

さて、本日は、第121回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。今定例会におきましては、専決処分の承認、人事案件のほか補正予算など、13件の提案をさせていただきます。議員各位には慎重審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第121回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤田 俊一君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

2番、木村秀幸議員、3番、小寺俊輔議員、以上2名を指名します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部

でございます。去る11月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から12月18日までの15日間と決定しております。町長から提出されます議案は、専決処分の承認1件、人事案件1件、連携協約の一部変更1件、補正予算10件の計13件であります。議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第107号議案から第109号議案については表決を、第110号議案は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。

次に、各特別会計・事業会計補正予算について、第111号議案、第115号議案、第117号議案につきましては表決を、一般会計との関連がある第112号議案から第114号議案、第116号議案、第118号議案及び第119号議案については、第3日目の最終日に採決をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを11月25日の午後3時とし、通告があった4人の議員により、本会議第2日目の12日、9時30分から行います。

18日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。

なお、閉会中に陳情書2件を受理しております。議会運営基準第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査、定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきま

す。

まず、総務文教常任委員会、藤原資広委員長、お願ひします。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。閉会中の11月21日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、お手元の開催結果報告書の中から主な事項について報告をさせていただきます。

まず、教育委員会関係でございます。

学校教育関係では、小学校の適正規模、適正配置についてで質問がございました。最初に、長谷小学校の全校生徒は10名で来年度は6名になる。ある程度の人数になったときは、教育委員会から統合の考え方を示してほしいとの問い合わせに対しまして、一定数になったときにはPTAや地域の御理解を得た上で、統合まで協議が調べられないか現在調整を進めているという答弁でございました。

次に、小学校に在籍されているPTAの方から、どういう方向で教育委員会は進んでいるのかを問われてます。10月16日に実施の長谷小学校区の区長説明会では、具体的に何を説明されたのかの問い合わせに対しまして、7月に行ったPTAとの懇談会の内容について説明するとともに、今後の長谷小学校の児童数の見込みについて説明をしたという答弁でございました。関連で、その時点で特定地域選択制ということについて、何か具体的な言及はあったのかの問い合わせに対しまして、7月の会議の場で特定地域選択制を望まれる声があったので、そのことも区長に説明したという答弁でございました。

最後に、統合と選択制と存続の3つの意見があるが、町が学校を開設する以上、どれでも対応できるような形の学校開設は難しいと思う。教育課として一定の考え方を持っていなければ、これが一つの前例となり、ほかの学校にも波及する可能性もある。その辺りの考えはの問い合わせに対しまして、今年度中には人数あるいは学級数などによって統合、存続の一定の線を見いだしたいと考えてる。学校については、学校教育の観点から一定の集団人数が必要であるが、一方では地域の学校というところもある。区長の思いや地域の願いがあるので、教育的な観点は持ちつつ、地域との調整もしっかり取りながら進めていきたいという答弁でございました。

次に、中学校の部活動地域移行についての質問でございます。中学校の部活動の地域移行だが、都市部では結構いろいろと受皿があるので進んでいくが、郡部では受皿を確保するのが難しい状況にある。また、完全移行でなければ平日と土日で指導者が替わるという状況も考えられる。果たして生徒の立場を考えた部活動の地域移行になっている

のかという疑念が出ている。多可町は数年後に控える中学校の統合を機に、部活動の一斉廃止をいち早く打ち出された。神河町は今からどういうふうに進めようとしているのか、現状と課題を教えてほしいという問い合わせに対しまして、現状はあまり進んでいない。取組としては、部活動を支援していただけるボランティアを募集している。また、中学校と協議しながら部活動の地域移行推進に関する情報も集めている。神河町での受皿は現状でいうと1つ、2つの部活動しかない。スポーツ庁では、地域移行、地域連携、その2つを合わせたハイブリッドの3つのパターンを示している。今、神河町では地域移行というよりも、地域で指導していただける方がおられたら、その方に学校へ来てもらって部活動を見てもらう地域連携ができないかと模索している。スポーツ庁の説明では、必ずしも令和8年度からやりなさいという表現ではなかったという答弁でございました。

次に、かみかわ教育創造プランについての質問でございます。

最初に、小・中学校と幼稚園で取り組んでいるカーミン読書は、内部評価、外部評価とともにAと非常にすばらしい結果になっているが、達成の基準はどう見ればよいのかの問い合わせに対しまして、カーミン読書は10月の全国読書週間に1日1回、10分の読書をすると1カウントとし、全国読書週間が設定されている10月中に30回カウントできれば達成という基準にしている。1日10分を2回読めば1日で2回のカウント、30分読めば3回のカウントになるという答弁でございました。

次に、こんなに成績がよい秘訣があれば聞きたいという問い合わせに対しまして、学校司書を配置してたことで読書のよい環境づくりができる、このような効果が生まれている。また、カーミン読書の達成者には認定書を渡しており、昨年はカーミンと一緒に各学校へ行って、カーミンから達成者に認定書を渡してもらった。頑張ってたくさん読んで達成すれば、カーミンが表彰してくれるといった動機づけも設定しながら進めているという答弁でございました。

次に、社会教育関係でございます。町民温水プール利用促進の取組についてに係る質疑でございます。プールの利用料金が他施設と比べるとかなり差があるように感じる。多可町では、高齢者は1回330円で、神河町は700円である。それだけ差があれば利用者が安いほうへ流れていく可能性があるので、検討課題だと思うがどうかという問い合わせに対しまして、多可町はとても安い設定になっている。神河町でも65歳以上の高齢者は、シルバー料金として月会員券や年会員券を通常の大人料金より下げている。料金については検討したいが、現状の料金で御理解願いたいという答弁でございました。

次に、公民館でございます。最初に、神崎公民館は、武道場を残して令和7年3月に閉館予定だが、解体するにしてもお金がかかる。閉館後はどのような形を取る予定かの問い合わせに対しまして、4月から神崎公民館から活動場所を変えて活動できるところは、そのまま移行していただく予定である。粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設での活動となる団体については、7月のオープンまで神崎公民館を開けておいて使っていたこうと考えている。来年度に解体の設計を考えているという答弁でございました。

次に、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設で活動となる団体は、7月オープンまで神崎公民館を使っていただくというのは町の方針か、教育課の方針かとの問い合わせに対して、当初は神崎公民館を3月いっぱい閉めるという目標を持っていました。代替場所の調整状況によって、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設がオープンする7月まで代替場所が決まらない団体が出てくる可能性があるので、調整結果を待って町で判断する。神崎公民館を解体するのもコストがかかるので、神崎公民館の跡地利用計画をつくり補助を得た上で、できるだけ早い時期に解体したいと思っているという答弁でございました。

次に、給食センター関係でございます。給食費の半額補助の内訳を見ると、町外の生徒や園児が合計4人いる。町外に居住している生徒や園児が神河町の学校に通っているのはどういう状況かを教えてほしい。なぜこういう特例が認められるのか、法的な根拠も含めて教えていただきたいの問い合わせに対して、居住する学区内の学校に通うのが本来だが、区域外通学という制度がある。この制度は、例えば1年生から5年生まで神崎小学校に在籍していたが、6年生のときに転居して市川町に住むことになった場合、あと1年だけ神崎小学校に通って卒業したいという意思があれば、市川町から神崎小学校に通うことができるものであり、当町が認めている。また、現在はいないが、いじめなどでその学校にいることが児童にとってよくないので環境を変えたいという場合についても、区域外通学を認めるという制度であるという答弁でございました。

税務課、会計課につきまして、特にございませんでした。

それから、総務課関係でございます。

人事評価制度について、一般職への反映は令和7年度以降に予定とあり、反映する時期がまた後退したと思う。遅れている理由は何かの問い合わせに対して、職員組合との話し合いを進めておらず、また、令和6年度後期の人事評価制度が既にスタートしているので、令和7年度に向けて準備を進めていきたいという答弁でございました。

次に、小学校廃校舎の利用についての質疑でございます。川上小学校跡を借りたいと言われているG F株式会社だが、栗区で工場を稼働すると言ってからもう3年以上たっている。いつ頃から稼働するのか、聞かれているのかの問い合わせに対して、G F株式会社は現在、栗区の工場で試作品を作られているが、中国製の製造機器に若干不具合が発生しており、修理機器の取り寄せから作業まで国内製よりも時間がかかるため、修繕に時間がかかっていると聞いている。これまで製造を予定されていた野菜の廃材等で作る再生容器のバム容器は、少しコストがかかるため製造は今の段階では考えられていないが、それに代わりベジバー、ベジチョコといった健康増進食品のチョコレートバーを作る方向で調整されている。大手企業やスーパー等との2月、3月頃の契約に向けて今準備されているので、1月、2月頃には試作品から今度は商品を生産されると伺っているという答弁でございました。

次に、病院改革推進室の取組状況についての質疑でございます。

急性期医療機器のＩＣＴ連携ネットワークサービスだが、救急車のほうは利用可能で、病院のほうができないということだが、目安としてどれぐらいの段取りができるようになるのかの問い合わせに対しまして、不備があるのは病院内で、タブレットのＯＳか電波の強度に問題があるとのことである。病院には実装の時期が終わってるので早く使うようにと要望しており、開発元の株式会社アルムとやり取りをして確認作業をしてるということなので、もう一、二か月の間には原因がはっきりしてくると思っているという答弁でございました。

最後に、公用車のＥＶ化についての質疑でございます。

一般車両が充電設備スペースに駐車していることがあり、利用したい人が利用できない状況がある。充電設備のある区域に充電専用駐車場という表示をしてほしいという問い合わせに対しまして、役場のＥＶ車充電器については急速充電ではなく普通充電で、満タンにしようと思ったら7時間か8時間かかる。30分ぐらいではなかなか充電できないので、そこがネックかなと思っており、充電専用スペースとするのは少し難しいと感じているという答弁でございました。

以上、質疑のあった主なものを報告いたしましたが、これ以外の質疑応答につきましてはお手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、松岡宣彦委員長、お願ひします。

○民生福祉常任委員会委員長（松岡 宣彦君） 皆さん、おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の松岡です。閉会中の11月15日に民生福祉常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元に配付しております民生福祉常任委員会開催結果報告書を御覧ください。

まず最初に、公立神崎総合病院です。公立神崎総合病院事務調査での主な質疑応答は次のとおりです。

入院患者数が安定しないが、今後も増減を繰り返すと見てよいかという質問に対し、入院患者数の増減は外的要因に左右されることが多く、常に増減するものである。ある程度最低限の収入を確保するため、最大6床程度は慢性期医療患者を受け入れようと取り組んでいるところである。そういう取組によって、少しでも収入の安定化を図りたいという答えでした。

次に、経営改革推進室会議、病院経営改善計画推進本部会議、病院改革委員会と3つの会議がある。それぞれの会議の役割や内容は何かという問い合わせに対し、経営改革推進室会議は、病院が委託しているコンサルタント会社の株式会社ユアーズブレーンを交えて、経営改善計画の進捗状況や今後の取組を病院内で検討する会議である。病院経営改善計画推進本部会議は、町と病院がそれぞれの立場で意見調整を図る会議である。病院改革委員会は、学術の有識者や他の医療機関で経営改善に成功された方、そして住民も含め、外部から広く意見を求める会議であるという答弁でした。

次に、急性期医療ＩＣＴ連携ネットワークサービス事業の運用はいつ頃になるかという問い合わせに対し、実証実験を繰り返しているが、タブレットを使用するときだけうまくいかない。修正版ソフトを入手して実証実験を重ね、本格稼働に向けて全力で取り組んでいるところであるという答弁でした。

続きまして、健康福祉課です。健康福祉課事務調査での主な質疑応答は次のとおりです。

心の個別相談会や健康福祉なんでも相談を受けた方々の満足度はという問い合わせに対し、1回の相談では終わらないケースがほとんどである。次の相談予約へつながるようフォローしていく段階であるが、次につながっているということは、相談者は来てよかったですと感じていると思うという答弁でした。

次に、地域における支え合いの地域づくりについて。病院と健康福祉課が連携して、夜間に透析患者を病院へ搬送する業務や車椅子の方を病院へ送迎する業務を、地域の自治協議会の有償または無償ボランティアに御協力いただけるような呼びかけはできないかという問い合わせに対し、越知谷ブロック地域自治協議会が有償ボランティアとして積極的に取り組んでくださっているが、ボランティアの中には事故などを心配する声がある。一方では、救急車で運ばれた帰りの便や夜間送迎がなくて困るといった住民の声もある。独り暮らしや老夫婦世帯が増える中、この送迎については大きな課題であると感じている。今後、いろんな形を摸索しながら地域の自治協議会や生活支援コーディネーターとも話をし、病院とも協議できるよう頑張っていくという答弁でした。

次に、在宅の介護認定者とその家族のケア訪問で、要介護4、5の方とその家庭を訪問し、困り事などを聞くことは潜在的な需要を掘り起こす一つの手段であるが、対象者が多く、全部回るのが難しいのであれば、介護している方々を一堂に集めて意見交換会を実施するなど、何か新しい方法で潜在的な需要を探ってみてはどうかという問い合わせに対し、今後も何らかの形で介護者の意見、要望を集約できるようケアマネジャーとも協力し、努力していくという答弁でした。

続きまして、住民生活課です。住民生活課事務調査での主な質疑応答は次のとおりです。

次期ごみ処理施設については、いよいよ施設建設工事に入るが、現在、神河町と市川町で使用しているパッカー車は、中播北部行政事務組合の資産になるのか。また、中播北部行政事務組合に福崎町が加わると、必要なパッカー車の台数が増えるが、増える分の費用は福崎町が負担するのか、それとも、3町で負担するのかという問い合わせに対し、パッカー車については、神河町と市川町はパッカー車を中播北部行政事務組合で所有し、ごみ収集を委託している業者が運転している。福崎町はパッカー車を持っている業者にごみ収集業務を委託している。それぞれ考え方方が違っており、今後、これらの業者委託については協議しながら調整していくという答弁でした。

次に、AEDの設置場所について、町のホームページに記載されているのは町内2か

所だけだが、設置箇所全てを掲載できないかという問い合わせに対し、町のホームページに掲載している2か所のAEDは、町で設置したAEDである。区が設置したAEDの掲載については、今後、各区長に照会をかけて取り組みたいという答弁でした。

次に、町営住宅について、新野駅前団地や中村団地の空室をなくすために、国の要件で上げられている入居条件を町独自の内容に緩和できないかという問い合わせに対し、補助金の適化法の取扱上、適化法のかかっている期間は入居要件を変更できず、適化法の期間が終われば制限がなくなるのではないかと考えるという答弁でした。

続きまして、上下水道課です。上下水道課事務調査での主な質疑応答は次のとおりです。

水道料金について、下水道のシミュレーションを見直すと黒字だが、今までの累積欠損金があるため値下げはできないということだが、根本的にハード面については水道使用者が負担するべきではなく、行政が負担するべきであると考える。どうにか値下げはできないものかという問い合わせに対し、国が進めている企業会計は独立採算制が基本で、使用者が負担して事業を運営するというのが大前提である。また、現在黒字だとしても、上水道だけでなく下水道についても設備が古くなってくると、修理、交換等が必要になってくるのは必然的である。そのようなことから、将来的な負担を考えると、今、料金を安くするのではなく、将来的にずっと今と同じような料金でやっていけるようにしておくべきだと思っているという答弁でした。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目についてはお手元の報告書にまとめておりますので、御確認ください。

以上、執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで民生福祉常任委員会の開催結果の報告を終わります。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。

それでは、閉会中の調査報告をいたします。

委員会は11月の8日に開催をいたしました。初めに、建設課であります。

河川環境整備事業、本年度の事業予定箇所の越知川（作畑、山田）、猪篠川（吉富、大山）、東山谷川・中島川（中村）、竹ノ内川（加納）は、11月から渇水期に入るから、早期発注に向けて準備を進めているとのことであります。

次に、質疑でございます。令和7年度も予算を増やして工事を進めていくとの思いであるが、県との対話はどうなっているのかの質疑に対し、県のスタンスとしてはなかなか予算的に厳しい状況であるが、断面調査で断面を侵すような堆積物があった箇所から土砂排除などを進めてもらっており、町はそれ以外をカバーしている。令和7年度の整備箇所は未定だが、河川の中のアシなどに土砂がたまり、鹿やイノシシ、時には熊が生息する可能性があるので、この辺りを重点的にやっていけたらと思っているとの答弁で

あります。これに対し、町が住民要望に応えて事業をしているが、本来は県がやる事業である。町が整備した箇所を、次に県で土砂の取り除きを後押ししてもらうなど、有効な整備になるよう県との対話はできないのかに対し、要望はしているが、予算がないとの話になり、前に進まない状況である。例えば、町が河川の上草を刈ったら、県が土砂を取り除くなどの要望はありだと思う。ただし、要望はするが、うまく進捗していってない状況であるの答弁であります。

次に、道路のメンテナンス事業であります。令和5年度繰越事業の工事2件については、1件は完了し、もう1件も年度内完了予定であります。令和6年度事業についても順調に進んでいますとの報告であります。

質疑でございます。国への予算要望の交付決定のルートは、県を通じての予算要望になるのか、町から直接に国へ要望するのか。それと、町として国会議員を通して要望活動ができるのか、実情はどうなのかの質疑に対し、事務手続については、宛先は国土交通大臣になるが、町から県に申請し、県経由で県が一括して国へ申請していますとのこれに対し、他町では議会と町長が一緒になって、国会議員の紹介で大臣に要望されているところもある。そういう要望活動もやったほうがよいと思うがの質疑に対し、全般的なことは西播磨や県の市町長会で大臣にお願いをしている。町単独で特に何とかしてほしいとのことがあるときは、議員と力を合わせて要望していくことも必要だと思っているとの答弁であります。

次に、地籍課であります。地籍調査は順調に進んでおります。

報告でございます。上小田地内で滑落事故が発生しました。今後は立会い者と十分協議をし、安全を確保しながら地籍調査に努めていきますとの報告であります。

次に、農林政策課。食べ盛り応援神河米事業であります。これに対しての質疑。食べ盛り応援神河米事業の小学生、中学生の保護者に「つきあかり」30キロを給付されたが、高校生にも食べさせてあげたいとの声が出ている。高校生についての考えはの質疑に対し、高校生にも給付との声が多くあるが、町内の義務教育の小学生、中学生を対象に、新しく取り組んでいる米「つきあかり」を地産地消を目的に給付してるので、今の状態で進めていきたいとの考え方であります。

次の質疑。3年間事業なので、残り2年間は30キロの半分の15キロでも高校生へ給付する考えはないのかの質疑に対し、食べ盛りの高校生にもという話だが、この事業は地元にいる小学生、中学生に地元の米を食べて大きくなつてほしいという強い思いがあり、単純に食糧を支援している事業ではない。農業施策をメインとした事業であって、米を給付するという児童手当のような事業ではないと考えている。残り2年間も同様に進めていきたいとの答弁であります。

次に、神河材のゆりかご事業であります。これに対しての質疑。神河材のゆりかご事業の進捗状況はどうなっているのか質疑に対し、材料の供給等について、姫路農林水産振興事務所や中はりま森林組合と話を進めており、粗設計に着手をしている状態である。

これに対しての質疑。試作品は年度内に完成するのかの問い合わせに対し、年度内との思いで設計にかかっているが、現物を見てもらって進められるように試作品を1台作ろうと思っている。

次に、質疑であります。試作品を作つて意見を聞くのはいい案だと思う。一生使っていただくためのゆりかご事業なので、いろんな意見を聞いて改良を重ね、いいものをつくっていただきたいの質疑に対し、一生使えるものはなかなか難しいが、少なくとも小学生になるまでは使ってもらえるようにしたいの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設事業についてであります。令和7年度に町制20周年を迎える記念として、神河町が永遠に続き、町民の絆がとわに続くことを意味する石彫を作成し、後世に引き継ぐことを目的に、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設内にシンボルの石彫モニュメントを設置する予定であるの案が出ました。この件については、多くの質疑や意見が出てまいりましたが、事前審議ともなりますので、報告は差し控えております。内容については報告書を御覧ください。

それについての主な質疑であります。栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設工事で地元業者下請率10%の話だが、8月の委員会のときは2%程度であった。現時点ではどうなっているかの質疑に対し、8月の委員会のときは2.33%だが、現在は1%増えて、3.33%であるとの答弁に対し、入札のときの応募内容や契約書にある地元業者下請率10%は協力義務なのか、それとも、必ず達成しなければならない項目なのかの質疑に対し、地元業者下請率10%は協力義務ではなく契約条件で、下請率10%以上見込める場合に応募できる内容となっている。これに対し、この工事の竣工も近くなっている段階だが、契約条件の地元下請率10%が達成できない場合はどうするのかの質疑に対し、地元業者下請率10%は公募の条件だったが、契約書の中にはその文言が入っていないので、達成できない場合、契約書を基に争えない状態である。前提条件がどこまで主張できるのか、弁護士と相談しながら決めていくの答弁であります。これに対し、入札応募で辞退された業者も多くあり、地元業者下請率10%が未達成で終わるようならば道理の通らない話である。竣工までにしっかり検討し、議会、町民が納得できるようにすべきであるの問い合わせに対し、法的な部分も含め、弁護士と相談し、それを受けて業者との交渉を行いたい。また、その状況は報告するの答弁であります。

次に、公共交通事業であります。スクールバス導入やコミュニティバス、デマンドバス等に係る特定財源や町の一般財源、また、路線区分等について、行政側と議会側の共通理解ができない部分があるので、取りまとめた資料を提出した上で、協議の必要があります。また、見積内容や車両台数等の説明について、株式会社ウイング神姫の担当者を招致できないかとの意見が出ました。必要に応じて、委員会として招致できるものであることを確認いたしております。

次に、サテライトオフィス企業誘致事業であります。これに対して、この事業は神河

町にサテライトオフィスを誘致して、地元雇用を増やすのが目的だと思うが、今の段階での企業提案を見ると、あまり地元雇用につながらない企業ばかりだと思うがの質疑に対して、初めての事業なので不安や分からぬ部分はあるが、都市部の企業は地方で可能な人材を集めたいとの狙いがある。神河町がDX化に取り組んでいることを外へPRし、いろいろな企業に神河町へ来てもらい、神河町で事業を展開してもらえるようにと思っている。なかなかすぐに雇用は難しいと思うが、起業していただくのはありがたいので、雇用の確保につながるように動きを止めずに進めていただきたいの質疑に対し、どんどんPRしながら神河町の課題に取り組んでもらえる企業誘致に努めたい。また、空き家を利用したサテライトオフィスも展開していきたいの答弁であります。

以上が委員会での主な内容でございます。

それ以外の報告をいたします。9月2日に栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備附帯工事について、外構工事と遊具や健康器具の色の変更についての協議を行い、承認いたしております。

次に、9月30日、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備の工事の現地視察を行っております。

次に、10月8日、摂南大学から神河町内の公共交通に関する現状と提案について報告を受けております。内容については、報告内容に記載しておりますので、御覧ください。それについて、討議を行い、令和7年度への政策提言について協議をし、11月5日の政策懇談会にて、町長へ政策提言を提出いたしました。以上でございます。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（澤田俊一君） それでは、ここで、私のほうから9月定例会以降、閉会中の主立った事項について報告いたします。

10月1日、高知県日高村議会が、移住・定住施策について行政視察で来町されています。議会からは藤森正晴産業建設常任委員長と私が、行政からは山名町長、ひと・まち・みらい課長、ひと・まち・みらい課担当職員及び一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンター山下代表理事に対応していただきました。

10月2日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席し、令和5年度事務組合会計歳入歳出決算について提案説明を受けております。

同じく10月2日、兵庫県立神崎高等学校第48回体育大会が開催され、私が出席しております。

10月4日、神河町人権文化推進協議会指定、人権教育実践発表会が長谷小学校で開催され、各議員に出席していただいております。

10月10日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しております。

同じく10月10日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月29日に提出された令和5年度事

務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月15日、兵庫県町議会議長会、第3回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和7年度県予算編成及び施策の策定に関する要望、第68回全国町村議会議長会全国大会、今後の研修事業実施計画等についてで、原案のとおり承認、決定しております。

10月16日、西播磨市町議長会、第2回総会及び現地視察が市川町で開催され、私が出席しております。総会では、県、国への令和7年度予算編成に対する要望について説明が行われました。現地視察では、市川町が取り組まれている市川町移動式情報発信拠点車両の取組について、市川町地域振興課長から説明を受けております。

同じく10月16日から18日、令和6年度市町村議会議員研修が「地方財政制度の考え方と自治体財政」をテーマに、滋賀県の全国市町村国際文化研修所で開催され、藤原資広議員が受講されております。

10月19日、令和6年度地域安全・交通事故防止神崎郡民大会が神河町グリンデルホールで開催され、私が出席しております。

10月22日から23日、令和6年度町村監査委員全国研修会が東京で開催され、藤後秀喜代表監査委員と吉岡嘉宏議会選出監査委員が出席されております。

10月23日から24日、町職員と合同で開催された人権研修に各議員に出席していただいております。

10月24日、25日、全国過疎問題シンポジウム2024が山梨県甲府市で開催され、栗原廣哉副議長に参加いただいております。1日目は、「統計データが示す人口の未来の作り方～長男跡取り文化の脱却がなぜ重要なのか～」と題して、天野馨南子株式会社ニッセイ基礎研究所、生活研究部人口動態シニアリサーチャーの基調講演と「地域で生きる～暮らしを紡ぐ強さと豊かさの共創～」と題したパネルディスカッションを聴講しております。2日目は、山梨県山梨市に移動し、過疎地域持続的発展優良事例発表会が開催され、総務大臣賞を受賞された秋田県大仙市からは、公設民営のミニスーパーマーケットの運営や、全国過疎地域連盟表彰を受賞された岡山県高梁市からは、地域協議会による定住や就農希望者と地域のマッチングの取組などの発表をされております。

10月28日、兵庫県町議会議長会主催の議員研究会が太子町で開催され、各議員に出席していただいております。政治ジャーナリストの泉宏氏から「10月27日衆院選の結果分析と石破政権の行く末を予測」、元広島県廿日市市副市長、川本達志氏からは「役所を動かす質問の仕方」と題した講演をそれぞれ聴講しております。

11月1日、中播北部行政事務組合議会定例会2日目が開催され、栗原廣哉副議長、松岡宣彦民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月2日に提出された令和5年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

同じく11月1日、かみかわ夏まつり第3回運営委員会が大河内保健福祉センターで

開催され、私が出席しております。夏まつりの総括、決算について協議が行われました。

11月9日、西播磨地区人権教育研究協議会及び神崎郡人権教育研究協議会指定、人権教育実践発表会が市川町瀬加小学校で開催され、私が出席しております。

11月12日、福岡県広川町議会総務産業常任委員会が、移住・定住施策、特定空家略式代執行などについて、行政視察で来町されています。議会からは栗原廣哉副議長、藤森正晴産業建設常任委員長が、行政からは前田義人副町長、ひと・まち・みらい課長、住民生活課防災特命参事、ひと・まち・みらい課担当職員及び一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンター山下代表理事に対応していただきました。

同じく11月12日、兵庫県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、安心・安全に暮らせる生活基盤の確立（上下水道事業に対する財政支援）について、地域保健医療の向上（公立神崎総合病院に対する財政支援）について要望いたしました。

翌11月13日、第68回全国町村議会議長会全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。議会への多様な人材参画及び議会の機能強化、大規模災害からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応、防災・減災対策の強化や地方創生とデジタル社会の実現に向けた施策の推進など28件の決議、少子化対策の推進と東京一極集中の是正を求める特別決議ほか1件の特別決議、国に対する要望事項を決定いたしました。

11月15日、兵庫県議会議長・副議長への令和7年度県予算編成及び施策の策定に関する要望会が神戸で開催され、兵庫県町議会議長会副会長として私が出席しております。浜田知昭県議会議長、谷井勲県議会副議長と面談し、要望を行っております。その後、兵庫県に対しても同様の要望を行っております。

11月18日、全国過疎地域連盟第58回定期総会が東京で開催され、私が出席しております。

11月25日、神崎郡議会議長研修会が、福山雅章中播磨県民センター長をはじめ、県民センター幹部職員の御出席の下、姫路で開催され、私が出席しております。フィールドパビリオンについて中播磨県民センター長から講演をいただき、意見交換をしております。

11月26日、廃棄物適正処理推進研修会が神戸で開催され、小島義次議員と私が出席しております。「避難所環境による健康被害」、「トイレの確保から利用の確保へ」と題した講演等を聴講しております。

11月30日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、各議員に出席していただいております。

12月3日、神河町商工会行政懇談会が神河町商工会本所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

閉会中に陳情2件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告が

あったとおりです。

また、開会挨拶でも触れましたが、議会改革の取組として開催しております神河町議会のあり方ゼミナールについては、ゼミナール生24名を募集したところ、22名に応募いただき、第1回目を10月26日に開催。長野県飯綱町議会元議長の寺島涉氏に基調講演を行っていただきました。2回目以降は、兵庫県地域再生アドバイザーの浅見雅之氏に進行役をお願いし、ゼミ生の皆さんにワークショップで意見交換をしていただけております。ワークショップでのテーマは、2日目の11月9日は「あなたが思う議員像」、第3日目の12月1日は「多くの人が議員をやってよいと思えるためには」です。出された意見は役場本庁1階、玄関ホールに貼り出しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月11日に第82号を発行し、10月25日に区長様に配付しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

議案の審議に入る前に、申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願ひいたします。

町当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 第107号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、第107号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和6年度神河町一般会計補

正予算（第3号））でございます。令和6年10月1日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。歳入歳出予算の補正の要因は、まず、衆議院議員総選挙事務費の補正です。衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙が実施されたもので、10月15日公示、10月27日投開票、投票率は70.01%、兵庫県下トップでありました。

次に、兵庫県知事選挙事務費の補正です。兵庫県知事への不信任決議案が可決され、9月30日に自動失職したことに伴い、兵庫県知事選挙が実施されたもので、10月31日告示、11月17日投開票、投票率は73.37%、こちらも兵庫県下トップでございました。

歳入は、県委託金で、衆議院議員総選挙費委託金1,171万8,000円、県知事選挙費委託金1,125万9,000円で、計2,297万7,000円の増額です。歳出は、選挙費で、報酬等の事務費、衆議院議員総選挙費、県知事選挙費、歳出合計とも歳入と同額です。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,297万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,515万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 1点ちょっとお尋ねしたいんですが、神河町だけじゃないんですけど、知事選のときに、候補者とその看板、むちゃくちゃ多くなりましたね。これはちょっとどうなんかなと思うんですけど、例えば姫路なんかやったら、24人分の看板出してました。こっちが16人か17人ですね。こんなことを、公職選挙法で認められとんやったら仕方ないと思うんですけど、やっぱり変えていかんと無駄な予算が出てるんじゃないかと、そういうふうに思うんですが、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ポスター掲示板につきましては、兵庫県の選挙管理委員会から何区画用意してくださいというふうな話になりました、町として準備したというところでございまして、まずは、16まで増えてから、それから、今度は24に増やしてくださいというふうなところがあったんですけども、結果的に候補者がそこまで出なかったというところで、16区画でも構いませんよと、24表示しなくてもいいですよということになりましたんで、神河町としては16区画ということで表示をさせていただいたというところでございますんで、また、これにつきましては、今後、公職選挙法等につきましては、県とか国の方で議論されるものというふ

うに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 多分そういうことやと思うんですけど、その予算的に、例えば4人、5人のところを16人にするということで、どれぐらいの神河町では予算オーバーしとるんか、分かったらちょっと教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。県知事のやつにつきますと、当初予算の中で20万か30万ぐらいの増にはなってるのかなというふうに思ってまして、その予算、増えた分につきましては、兵庫県のほうにきちんと予算要求をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 3回目になります。

例えば予算が20万、30万オーバーして、これがやっぱり増えますよね、県下で、全体で捉えれば。何千万、これはっきり、直前に出えへんって言うたとこに反省を求めるような、罰金を取るような制度を申請されたらいいと思うんです。やっぱりちっさいことからこつこつとやっていくというのが大事やと思うんで、参考で結構です。よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。選挙が終わりましたら、この選挙を基にですけども、いろんな出来事、こういった問題がないですかっていうふうな県からも問合せがありますんで、そういうことも踏まえて、また、町のほうから県の選管のほうに上げていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。ページで10ページ、11ページの12節の委託料でございます。

これ、分類機の事前点検いうとこで委託されております。これは衆議院については40万2,000円、そして、県知事については34万1,000円と、6万円ほどの差があるわけなんですけれども、同じ分類機の中で点検だけで6万円の差があるということはいかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。分類機につきましては、衆議院につきましては小選挙区、そして比例、そして国民審査というふうなところで、分類機の中で設定するのが違うというふうなところで、兵庫県知事は1人というふうなこともありますんで、委託料の金額が違うということで御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。知事選挙の分なんですけど、収入で見ますと、衆議院と知事、実はお金は変わりません、40万でも増えてるのかな。支出にしますと、看板の設置、撤去料がほとんど似た値段です。今、栗原議員も言われたように、看板が通常よりも大きくて半分余ってました。強度の問題なんんですけど、やっぱりちょっと国道沿いで数か所、ちょっと変形してるやつもありましたんで、もし何かあっても問題ありますんで、ちょっとその強度はある程度担保されたもんしとかないと、後々問題があるかなと思うんです。ちょっとそこだけ気になったんで。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。そういった御指摘も受けまして、直ちに総務課の職員で看板の裏に補強を入れたというふうなところでございます。そういった問合せにつきましては適切に対応してきたというふうなところで、告示されてからちょうど3連休がすぐありましたんで、その間の中ではほぼ対処できたかなというふうに考えております。このたびは急遽16区画に増やしたというふうなところで御理解いただきたいというふうに思いますけども、今後はそういったことも踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。9ページの一番下、委託料で、ポスター掲示場設置撤去委託料ですね。これは多分衆院選では85万5,000円、それからもう一つ、11ページの一番上のほうですね。委託料でポスター掲示場、これは知事選だと思うんですけども、91万5,000円という数字上がっておりますけども、これは何か所あるのか、それと、この金額の違いは何なのか、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ポスター掲示場につきましては、神河町内で90か所あるというところでございます。あと、ポスターですけども、区画が知事選のほうは最初から大きくするというふうなところもありましたんで、あと、衆議院が終わってから3日、4日しかない中でのまた設置というふうなところで知事選がスタートするというふうなところもありましたんで、どうしても衆議院のやつを使ったまま知事選というふうなところもありましたんで、どうしても知事選のほうがポスターも大きかったというふうなことで、費用が多くなってるというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。9ページの下のほうで、バス乗車券、両方あるんですけど、どれぐらいの方、何人ぐらいが利用されたのか、教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。ここは予算ですけども、決算というふうなところで、神姫バスの方につきましては6名の方が利用されましたということでお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 第108号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、第108号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案の理由について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。

現在、神河町教育委員会委員として就任いただいております中野憲二氏の任期が、令和6年12月20日をもって満了となります。

中野氏は、令和4年5月から教育委員を務められ、現在1期目でございます。人格高潔で人柄も温厚であり、高等学校教諭から兵庫県教育委員会事務局指導主事、高校教育課長を経て、県教育委員会教育次長を務められた経験もあり、兵庫県の教育に深く携われ、その充実と発展に貢献されるなど、高い見識を有しておられます。

つきましては、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案理由の理由でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜ります

ようお願いを申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 第109号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第6、第109号議案、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件でございます。

姫路市と播磨7市8町では、連携協定を締結し、播磨圏域連携中枢都市圏を形成しています。姫路市と各連携市町がそれぞれ締結した連携協約に基づき、様々な事務に取り組んでいます。現在、令和7年度から令和11年度にかけて連携して取り組む事業や経済成長戦略の方向性を示した第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの作成を進めています。第3期ビジョンでは、スマートHARIMAの旗印の下、デジタル技術を活用した連携事業の推進など、圏域全体でDXの推進を図ることとしています。その第3期ビジョンにおいて、デジタルインフラ整備やデジタル技術を活用した介護の分野での新たな連携を行うに当たり、現在締結している連携協約の一部を変更しようとするものです。

今回の連携協約の変更に当たっては、連携協約第3条（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）について、現在の文書形式を別表化し、検討する取組の連携事業化や特別交付税による財政措置により、より迅速、柔軟に対応できるよう連携する取組の見える化を図ります。また、別表化に当たり、連携する取組を総務省、連携中枢都市圏構想推進要綱の規定に準じた内容とした上で、デジタルインフラ整備、介護など、今後連

携に向けて検討を行う取組を追加いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

109号議案、姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の件について詳細を説明させていただきます。

平成27年4月5日付で当初の協定を締結、令和5年2月16日付で一部変更、現在、45項目において取組をしております連携中枢都市圏形成に係る連携協約書の一部変更ということになります。

まず、9ページを御覧いただきたいというふうに思います。9ページは、新旧対照表でございます。右側の現行部分になりますけれども、連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担の部分ですけれども、第3条について、文書形式で大項目といたしまして、(1)番、圏域全体の経済成長の牽引、次に、11ページになります、(2)番、高次の都市機能の集積・強化、それから、12ページの(3)圏域全体の生活関連機能サービスの向上など、それぞれの分野での取組について、その取組内容及び役割分担が、現行では文書的に掲載をされております。その部分を、元にちょっと戻っていただきますけれども、4ページを御覧いただきたいというふうに思います。

4ページから8ページの別表に改めるというところでございまして、連携する取組の見える化を図っていくという変更でございます。また、別表化するに当たりまして、連携する取組を総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱の規定に準じた内容としまして、取組、それから内容のところの文言が少し変更になっておるということになっております。

あわせまして、5ページになりますけれども、(3)の圏域全体の生活関連機能サービスの向上、ア、生活機能強化に係る政策分野に介護の取組について追加をさせていただいております。その追加によりまして、医療・介護・福祉など分野ごとに事業の検討や連携強化を図っていくことになっております。

次、7ページになります。イの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野のところの2段目にはなりますけれども、デジタルインフラ整備を追加いたしまして、共通デジタル基盤の構築など、デジタル技術を活用した今後の連携に向けて検討を行ってまいり予定をしております。

以上の部分が変更というふうな内容でございます。なお、議決をいただいた後には、令和7年2月に一部を変更する連携協約を締結いたしまして、播磨圏域成長戦略会議において改定案の承認をいただく。その後、令和7年4月1日よりこの効力を生ずるものとすることになっております。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議いただきますようお願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。先ほど石橋課長のほうから変更点について、分かりやすく説明がありました。その関係で、5ページですね、これは健康福祉課長にお聞きすることになると思うんですが、ちょっとだけ内容を言いますね。介護が新しく加わって、介護の内容が高齢者・障害者介護に係る施設整備、サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む、こういう文言がばんと新しく入ったと。これは何もええことや思っとんですよ。これについてちょっと心配やなと思ったことについての確認の質問です。

神河町には特養が2つあります。うぐいす荘とあやめ苑があります。おさらいですけど、ここへ入ろう思うと、原則65歳以上で要介護度3以上ないと入れない。これはおさらいの話ですね。なおかつ、入る入所要件としては、住民票あるなしにかかわらず、町外の方からでも入れると。そして、それ入る順番については、言ったもん順ということも、申出順ということもありますが、非常に、例えば急に要介護度5になったとか状態が悪くなった場合は、それなりに早く入れるというようなことなんだろうというふうに思っています。ここでね、つまらん心配や言われるかもしれないけども、この協定をつくることによって、例えば姫路市の要介護度をお持ちの特養へ入りたい方が、神河町の施設にばんと割り込みができるとか、そんなことないですね。つまらん質問ですけども、ちょっと心配なんで聞きます。どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。吉岡議員様の質問にお答えをさせていただきます。

従来から町内の特養につきましては、町内の方、また、町外の方からも入所はできているというところでございますが、この連携に伴いまして、姫路の方が優先的になるとか、神河町の方が後回しになるとか、そういうことは一切ないと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございました。心配していたことが杞憂に終わってよかったです。

それで、同じくこの内容について、介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組むと、取り組むというのは誰が取り組むというと、姫路市と神河町が取り組むんですけど、例えばその取り組む内容として、姫路と神河が協力してヘルパーさんやケアマネジャーを育成するための機関をつくるとか、そういうようなことがイメージして書いてあるんでしょうかね。これはどっちの課長さんか分からないんですけど、お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

先ほどの吉岡議員の御質問、健康福祉課にしていただいた質問等も含めての形になりますけれども、今現在、この連携の中では、直接的に介護分野においての連携というふうな取組というのがまだまだできてないというふうな状況でございます。今後におきましては、地域包括ケア資源の共有化というふうな内容の中で、今、町長が申し上げましたとおり、第3期のビジョンの中に盛り込んでいくというふうな計画になっております。

今、御質問をいただきましたその人材育成というふうな分野の中では、この中枢連携都市圏における介護分野の連携というふうな中で、地域間連携による情報共有、それから、人材の確保、育成、市町域を超えた施設連携等によります高齢化社会における介護ニーズの増加や人材不足の解消、リソースの共有と効率化、総合的なケアの提供など、様々な面でその必要性があると考えておるというふうなところで、今後そういう部分について連携市町と一緒に情報共有を含めて事務を進めていくというふうな、今、計画というふうなところになってまいります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 3回目です。ということは、今、石橋課長がおっしゃってくださいましたように、今、私が言いましたそういう育成ですね、ケアマネとかホームヘルパーさんの育成についての機関を、そういう組織をつくるとかいうことについては、第3期ビジョンで恐らく検討されて入る可能性があると、こういうような理解でいいですか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。まだビジョンにそこまで書く、書かないというふうなところについて、まだ決定してないところなんですけれども、今現在ではその組織的な部分を立ち上げるというふうなことではなくって、連携市町で情報を共有するというふうな部分までの内容になってくるかというふうに思います。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第109号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第109号議案は、原案のとお

り可決しました。

日程第7 第110号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、第110号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

まず、第2表、債務負担行為の追加でございます。神河町制20周年記念事業として、シンボル・モニュメント制作・設置委託料を設定するもので、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額1,100万円の設定でございます。

続いて、第3表、地方債で、学校施設跡地活用事業ほか2事業の限度額の補正です。歳入歳出予算の補正の主な要因は、歳入では、障害者自立支援給付費等負担金、神河まち・ひと・しごと創生寄附金などの増額、財政調整基金繰入金、私立保育所運営費負担金、道路メンテナンス事業費補助金、地籍調査事業補助金及び委託金などの減額でございます。歳出では、コミュニティバス運行委託料、JR播但線利用促進事業補助金、栗賀小学校跡地整備事業、公立神崎総合病院事業会計出資金などの増額、地籍調査事業、道路メンテナンス事業などの減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,918万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億434万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第110号議案の詳細につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

まずは6ページのほうを御覧いただきたいと思います。第2表、債務負担行為の補正でございます。新たに債務負担行為の事項を追加するものでございます。内容につきましては、神河町制20周年記念事業として、シンボル・モニュメントの制作・設置を提案するもので、令和6年度からの複数年度委託契約を締結するため、債務負担行為を設

定するということです。期間につきましては令和6年度から令和7年度まで、また、限度額につきましては1,100万円を予定をしております。なお、令和6年度の歳入歳出予算に計上する額はなく、いわゆるゼロ債務の設定という予定をしております。原案可決いただければ、令和6年度は入札契約事務と制作業務の一部の執行を予定をしております。なお、委託代金の支払いにつきましては、令和7年度一括精算とし、当該事項につきまして、仕様書、契約書にその旨の特約、特則を付すことになります。業務の予定期間なんですが、令和7年度6月末までを見込んでございます。

続きまして、少し飛びますが、次に23ページのほうを御覧いただきたいと思います。23ページにつきましては、支出予定額等に関する調書を添付をいたしてございます。現年分で、表の一番下の欄になります。事項、限度額につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。前年度末までの支出見込額はゼロ、当該年度以降の支出予定額は1,100万円。財源の内訳でございますが、特定財源としてその他1,000万円となってございます。特定財源の内訳なんですが、企業版ふるさと納税基金などの繰入れを予定をいたしてございます。

以上が債務負担行為の補正の要旨でございます。

続いて、戻っていただいて、7ページをお願いをいたします。7ページにつきましては、第3表、地方債の補正でございます。項目として、5、学校施設跡地活用事業でございます。粟賀小学校跡地整備事業に関するものでございまして、図書コミュニティ施設整備の管理業務委託料242万円を減額をいたします。また、工事請負費として2,725万5,000円を増額の予定です。これらの財源としています過疎対策事業債の限度額につきまして2,490万円を増額させていただき、総計2億810万円とするものでございます。

続いて、6、病院医療機器整備事業でございます。過疎対策事業の限度額を1,650万円増額いたしまして、4,650万円とするものです。病院の放射線科に配備しておりますエックス線透視診断装置が故障をしたことに伴うもので、購入予定額が3,300万円、この2分の1になります1,650万円を過疎債として追加支援をするものです。

続いて、11、橋梁整備事業でございます。道路メンテナンス事業に係るものでございまして、過疎対策事業債の限度額を1,870万円減額いたしまして2,000万円とするものです。内容につきましては、国庫補助金の内示がございましたが、大幅に減額の内示となってしまいました。それに伴いまして、事業費が減額となったことによるものでございます。

これらによりまして限度額の総額なんですが、2,270万円を増額させていただき、限度額を10億124万6,000円とするものでございます。なお、35ページに、参考として起債の償還資料を掲載をいたしてございます。また、御確認のほうをお願いをいたしたいと思います。

以上が地方債の補正の要旨でございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。10ページをお願いをいたします。10ページは、事項別明細書でございます。

まず、歳入ですが、15款国庫支出金、16款県支出金、私立保育所運営費負担金ですが、転出など利用者の減によりまして、国が246万円、県が151万7,000円の減額の計上となります。

続いて、国民健康保険基盤安定負担金ですが、負担金額の確定によりまして、国、30万8,000円、県、37万1,000円を減額計上をしております。

続きまして、障害者自立支援給付費等負担金でございます。実績の見込みによりまして、国につきましては2,654万1,000円、県につきましては1,327万円の増額となります。

次に、国県の補助金でございます。地域生活支援事業補助金でございます。実績の見込みによりまして、国が19万2,000円、県が9万6,000円の減額となります。

2目に移りまして、民生費国庫補助金でございます。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。767万8,000円の増額計上でございます。小規模多機能施設、によん神河の非常用自家発電設備整備に交付金の内示があったことに伴うものでございます。

続いて、4目土木費国庫補助金、道路メンテナンス事業等補助金でございます。2,469万2,000円の減額で、地方債のほうでも申し上げましたが、国の内示によるものでございます。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。負担額が確定をいたしましたことによりまして、185万3,000円を減額計上をしております。児童手当県費負担金、過年度分6万6,000円の増額でございます。令和5年度交付金の実績報告により追加交付をされるものでございます。

次のページをお願いをいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金で、グループホーム等利用者家賃補助金8万2,000円の増額でございます。利用者の増加によりまして、実績の見込額の増額ということになります。次に、人生いきいき住宅事業補助金でございます。これも申請見込み者が増加したということで66万円の増額計上しております。

4目農林業費県補助金でございます。地籍調査事業補助金で、事業決算見込みによりまして1,950万円を減額計上してます。また、地籍調査事業につきましては委託金もあります。同様の理由によりまして、委託金のほうですが400万円を減額計上をいたしております。

次に、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金でございます。286万3,000円の増額でございます。生産性の効率化、共同利用機械の導入というような補助金でございますが、対象となっております事業体は越知谷営農でございます。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。農林業センサス調査委託金4万円の増額で、交付決定があったことに伴い計上をしているものでございます。

続いて、17款財産収入でございます。企業版ふるさと納税基金利子でございます。積立金を増額いたしましたことによりまして3万8,000円の増額でございます。

次に、町有林立木等売払い収入57万3,000円の増額でございます。林業専用道大畠越知線で町有地伐採木の売払いに伴う収入でございます。

続いて、18款寄附金、2目指定寄附金でございます。県外の個人の方から100万円の寄附を頂きました。少しお手紙つきで寄附金の申出があったので、簡略化して御紹介をします。

戦前、戦時中、物が大変不足していた学生時代に、旧寺前中学校で初めてピアノに触れさせていただきました。そして、練習もさせていただいた。あのときの感謝の気持ちと懐かしい思い出から、神河町の子供たちの学びにぜひ役立ててくださいということでお手紙を頂いております。

これらの100万円ですが、神河中学校の教材として、フルートでありますとかキーボードなど、楽器の購入に活用をさせていただきたいというふうに思ってございます。また、生徒たちについては、感謝の気持ちを持って、大切に今後も使用していただくようについてお伝えしたいなというふうに考えてございます。

続いて、神河まち・ひと・しごと創生寄附金430万円の増額でございます。4つの企業から寄附を頂いてございます。

続きまして、19款の繰入金です。長谷地区振興基金特別会計繰入金100万円の増額で、長谷漁協に係るものでございます。

次のページをお願いをいたします。財政調整基金繰入金でございます。967万6,000円を減額いたします。今回の補正の財源調整のため減額をするものでございます。補正後の残高見込みにつきまして少し申し上げたいと思います。17億1,291万9,000円の見込みでございます。

21款諸収入、5項雑入です。後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金でございます。2,227万3,000円の増額計上でございます。

続いて、保育所運営費施設型給付費過年度分返還金でございます。5,000円の増額になります。これは少し施設のほうで会計検査院の指摘事項で加算認定に変更が生じたというふうに聞いてございます。

次に、令和5年度浄化槽事業特別会計決算精算金でございます。1,076万5,000円の増額計上でございます。

続いて、22款町債でございます。2,270万円の増額で、町債につきましては第3表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、13ページ、歳出をお願いをいたします。歳出なんですが、まず、人件費等につきまして、給料、時間外勤務手当、共済費などの補正をさせていただいてございま

す。なお、各科目での給料、職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、大変申し訳ありませんが割愛をさせていただきたいと思います。

ここで24ページのほうに少し飛んでいただいて、給与費の明細書のほうを御覧いただきたいと思います。1、一般職、(1)総括をお願いをいたします。3段書きの上段の一般職の合計で、給料が182万9,000円の減、職員手当が170万1,000円の増額、共済費が3万6,000円の減額でございます。合計で16万4,000円の減額補正となってございます。

次に、下段合計でございますが、会計年度任用職員の関係です。937万2,000円の減額補正となってございます。

申し訳ありません、ちょっと戻っていただきまして、13ページのほうを御覧いただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、システム改修委託料121万5,000円の増額でございます。内容は、戸籍情報システムの標準仕様書の変更がありました。これに伴いまして、国籍地域対応が追加され、パッケージプログラムの改修が必要となったことに伴い計上をさせていただいてございます。

続いて、4目の財産管理費、マイクロバス運行委託料255万円の増額でございます。本年度は、中学校の多くの部活動が県大会に出場するなど大活躍をしてくれました。それに伴いまして、そういう大変すばらしいことがあってバスの使用台数が増えたということでございます。

5目、交通対策費でございます。まず、デマンド車両、日産キャラバンの購入を当初予算で上げてございましたが、受注停止というようなことになりました、今年度の事業執行が非常に難しくなったため、所要経費553万2,000円を減額計上をさせていただいております。また、運行オペレーター業務委託料につきまして、6万1,000円の増額をさせていただいております。これにつきましては、兵庫県の最低賃金の改定がございました。1,001円から1,052円と変わったということでございます。それに伴うものでございます。

次に、コミュニティバス運行委託料でございます。これにつきましては、キロ当たり単価が上がったことにより1,300万円の増額計上をさせていただいております。

続いて、播但線利用促進事業では、利用者が大変今年度は大幅に増加をしたということでございます。特急はまかぜの利用促進補助金を288万6,000円、JR播但線利用促進補助金を159万6,000円の増額計上をさせていただいております。

次のページをお願いをいたします。次のページは、6目の企画費でございます。企画費の補正の要旨につきましては3点でございます。

まず、1点目でございます。粟賀小学校跡地整備事業で、設計監理業務委託料が実績見込みで不用額が242万円出ましたので、これを減額をしております。それから、寄附銘板制作・設置委託料、これも実績で20万円の減額でございます。次に、図書コミュニティ施設整備工事請負費でございます。建築、電気、設備の最終精査によりまして

2,975万円の増額で、予算総額の8億円の残額250万円を控除いたしまして、2,725万5,000円の増額補正となってございます。なお、増額分の財源の対応につきましては、地方債で御説明をしました過疎債を予定をいたしてございます。次に、図書コミュニティ施設ネットワーク工事で、これにつきましては実績見込みで不用額66万円を減額計上しております。続いて、附帯備品購入費、これは主に書架と家具の購入になりますが、不用額の見込みで554万8,000円の減額計上でございます。なお、書架と家具の購入につきましては、充当財源として企業版ふるさと納税基金、それから、森林環境譲与税基金、ふるさとづくり応援基金を予定をしておりますが、今回の減額分は一般財源部分を減額をいたしております。また、栗賀小学校の跡地整備事業関係につきましては、本日、別添の参考資料をお手元に御配付をさせていただいてございます。御覧いただきまして、御確認のほうをよろしくお願ひをいたしたいなというふうに思います。

続いて、2点目でございます。創業促進事業補助金200万円の増額で、1件分の申請が見込まれることにより計上をいたしております。

最後に3点目でございます。企業版ふるさと納税基金積立金433万8,000円の増額でございまして、4社からの寄附金430万円と、利子3万8,000円の増額計上でございます。

8目諸費でございます。過年度感染症予防事業等国庫補助金返還金など293万2,000円の増額計上でございます。

次のページをお願いをいたします。5項統計調査費、6目農林業センサス調査費は、委託金の内示によりまして4万8,000円の減額でございます。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金111万円。

続いて、次のページになります。介護保険事業特別会計繰出金37万8,000円の増額計上でございます。2目老人福祉費は、地域介護・福祉空間整備等事業費補助金767万8,000円の増額で、歳入でも御説明しましたが、によん神河の非常用自家発電設備導入に対する補助金でございます。3目心身障害者福祉費は、障害者自立支援給付費5,286万3,000円の増額計上でございます。続いて、7目後期高齢者医療費は、広域連合共通経費分賦金129万円、特別会計への繰出金247万円の減額計上でございます。

2項児童福祉費、3目保育所費は、転出等による入所児童の減によりまして、私立保育所運営委託料530万8,000円の減額、年度の途中の入園希望がありまして、これが増になりました、公立施設型給付費負担金が1,097万4,000円の増額となってございます。

次のページをお願いをいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。公立神崎総合病院事業会計出資金1,650万円の増額でございます。

地方債補正で病院医療機器整備事業で御説明を申し上げましたとおりでございます。2目健康づくり対策費は、特定基本健診、国保システム登録委託料62万4,000円の増額で、受診者の増加によるものでございます。

次のページをお願いをいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。食べ盛り応援神河米事業でございます。食糧費140万4,000円を増額、郵便料7万9,000円を減額、分析調査委託料11万1,000円の減額、合計いたしまして121万4,000円の増額計上としております。米価が上昇しまして、購入単価が上昇したことに伴うものでございます。

続いて、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金286万3,000円の増額でございます。越知谷営農の効率化共同機械の購入に関するものでございます。なお、この補助金の補助率なんですが、2分の1の補助をさせていただくという形になります。6目地籍調査費は、決算の見込みで測量等委託料を3,000万円の減額でございます。3項水産業費、1目水産業振興費は、長谷漁協補助金100万円の増額でございます。

次のページをお願いをいたします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費は、道路メンテナンス事業でございまして、国の補助金内示により4,340万円の大幅な減額計上ということでございます。5項住宅費、1目住宅管理費でございます。新野、中村団地の給湯器の修繕、また、撤去修繕等で96万円の増額計上をさせていただいてございます。

20ページをお願いをいたします。9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。教材備品購入費100万円の増額で、歳入のほうで指定寄附金で御説明をさせていただいたものでございます。

以上が歳入歳出予算事項別明細書の補正の要旨でございます。23ページには債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、それから、24ページから26ページは、給与費の明細書、27ページには、補正に伴います地方債の内訳書でございます。よろしく御確認をお願いをいたしたいと思います。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。6ページの債務負担行為補正、神河町制20周年記念事業シンボル・モニュメント制作・設置委託料ということで1,100万円予定されていますが、これは産業建設常任委員会でも出た意見ですけれども、このモニュメントを今度小学校跡地公園に設置される予定のようですが、これで、20周年記念事業に銘打つならば役場の前でいいかもしれませんし、こういったシンボル・モニュメ

ントなんてものは大都市に何か大きなものを造ったときに設置されることが多いですし、また、こういう僻地でも、日本がバブル経済の頃にはどんどんとこういったものが建てられたんですけども、非常に現実的でもないですし、時代遅れでもある感じがします。僕が思うには、もう本当に無駄遣いこの上ないんじゃないかというふうに思います。これも町制100周年とかいう大きな数字の、また切りのええときでしたらまだ考えてもいいでしょうけども、この予算もない、また小学校跡地の公園なんかも、工事代金も見ていたらどんどん増えてるようです。また、その資金はというと過疎債を利用するというような内容でここに書かれていますけども、そういったことまでしてするなら、この1,100万円をもっと違うふうに使ったほうが有意義ではないかと。どうしても記念のシンボルが欲しいと言われるならば、これ、たまたまということはないんでしょうけども、神河町の町花は桜ですし、町木は紅葉です。どちらかを記念植樹というような形にして、木を大きく育て、将来的にみんなのシンボルになるようにだんだん大きくしていくというんで、その町花、町木を記念植樹というような形に変更されるのがまともじゃないかなというふうに提案させてもらいます。どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。松岡議員おっしゃるとおり、産業建設常任委員会のほうでもいろいろな議員さんからも御意見もいただいたというふうなところでございます。その委員会の後、中で検討もさせていただきながら、今の御提案のとおりというふうなところなんですけれども、まず一つは、来年度、町制20周年というふうなところを迎えるというふうな中で、神河町のシンボル的な、粟賀小学校の跡地の図書コミュニティ施設が完成するというふうな中で、町のリビングというふうな一つのコンセプトの中で、今整備を進めておるというふうなところで、お年寄りから下の子供たちがこぞってその施設に来ていただける、そういうふうなところに20周年の記念の今回のモニュメントを建設するというふうな中で、場所的には粟賀小学校の図書コミュニティ施設の整備地内というふうなところで決定といいますか、決めさせていただいて、提案をさせていただいているというふうな状況でございます。

石のモニュメントというふうに今回させていただいたというふうなところは、今、牛尾啓三さんというふうな形の中で、モニュメントの彫刻と制作をお願いするという方向で、今考えさせていただいたというふうなところなんですけれども、その牛尾啓三さんの一つ大きなメビウスの輪というふうな、一つの牛尾啓三さんの作品というふうなところが非常に全国、それから世界にもその分が出ておるというふうな状況の中で、神河町が20周年を迎える中で、住民の絆というふうなところ、それから神河町の繁栄というふうなところを後世にやっぱり長く残していくというふうな観点から、やはり石で作ったモニュメントというふうなものが非常にいいというふうに思った上で、今回提案をさせていただいておるというところでございます。

金額的なところの債務負担行為の限度額1,100万円というふうなところにつきましては、1,000万円の消費税というふうなところの1,100万円で、内容につきましては企画、制作、それから設置というふうなところまでを含めた中で1,000万円というふうな金額になっておるというところでございます。先日の産業建設常任委員会の中でもその金額につきましては、なかなかその決められた金額はないやろと、言われた金額かというふうな御質問をいただいたというふうなところなんですけれども、その後、確認もさせていただきました。ほかの市町にもある石の彫刻といいますか、モニュメントにつきましても調べさせていただいたというところなんですけれども、全てが金額が分からぬというふうなところで、大きくあるものの中で、牛尾先生のほうにも、啓三さんの方にも確認をさせていただきましたら、今回の1,100万円というふうなところは妥当な金額というふうなところで判断をさせていただいて、そのまま1,100万円を上げさせていただいたというふうなところでございます。まずは、今回20周年を迎えるに当たりましての町民に対する気持ちというふうなところを今後にも伝えていきたいというふうな思いから、今回こういうふうな形を取らせていただいたというふうなところで御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。理解しかねるんですよね。私の説明、聞いていただきました、今。未来へ大きく育つ、別に石じゃなくても、この町花の桜なり紅葉、大きく育っていくと思うんですよね。下に20周年の記念植樹だということで石柱を建てられたらいいんじゃないかと、そういうふうに思うんですよね。そうすれば緑も増えますし、目にも鮮やかになってくるでしょうし、私はそういうふうにするべきだと思いますし、金額的に消費税100万円の、価格が1,000万円だと。その1,000万円の根拠もはっきり分からぬですし、とにかく消費税を含めて1,100万円の金額が非常に大きいんじゃないかということを言ってるわけですよ。

それとあと、20周年っていうのはまだまだ若いですね。この議案の数字を見ても、まだ110号議案ですわ。まだこれぐらいしか進んでないような町なのに、1,100万円のモニュメントを建てる、絶対に建てるというその理由がこちらは納得できないんで、どうしても建てられないかんのだということで、何も納得できれば、ああ、いいですねと言うんですけども、これ、町民の皆さんにお聞きしても、ああ、それはいいことやと、建てよやないか、ぜひともと言われることはあまりないんじゃないかなと、そういうふうに私は思うんですけどね。だから、こういうお金を予定やったけども削って、逆にこういうふうな町民へのサービスと、住民サービスを行いましたというほうが、皆さん喜ばれるでしょうし、そういうことまでしてでも、この公園を造って、すばらしいんだということも言えるでしょうし、私はそっちのほうが大事だと思いますし、このモニュメントは、僕は必要ないものだというふうに思います。ぜひともこれ、まだ債務負担行為の補正なんで、もう一度よく考えて発注すべきかなというふうに思います。

それと、1,000万円の内訳もきちっと見ていただきたいですし、あまりにも金額的に切りがよ過ぎるような気もしますしね。一度その辺も含めて、再度検討していただきたいと思います。

○議長（澤田俊一君） 山名町長。

○町長（山名宗悟君） 私のほうで提案理由の補足をさせていただきます。

いろいろな思いの中で、このたび20周年を機に、そしてまた神河町のみならずこのエリアのランドマークになる、そういった施設、公園・図書コミュニティ施設、通称名が桜空が、いよいよ令和7年度にオープンする、あわせて20周年記念だということあります。そういう記念すべきときに、とにかく皆さんか、ああ、この施設のシンボルという、これなんだということを、私自身、何か必要であろうというふうに思った次第であります。

牛尾啓三氏の作品について、また実績については、議員各位におかれましては十分承知であろうというふうに思っておりますし、私も就任しましてから15年たつわけですけども、特に銀の馬車道のこのかいわいにおいても、一つが道の駅「銀の馬車道・神河」にも牛尾啓三さんほか2名の石像彫刻家の作品があるわけですし、そのほかにも設置がされているわけであります。海外でいえばヨーロッパ、そしてまたオーストラリア等でも、かなりこの毎年のように建立されているという、そういった状況があるわけでございまして、少しオーストラリアのその設置されている市とも、今後交流もしていきたいというふうにも考えているところでございます。この1,100万円が高いのか妥当なのかという御意見は様々であろうというふうに思っております。いわゆるこのメビウスの作品ということになるわけなんですが、いわゆる牛尾啓三さんの作品をどう見るかということでありまして、もう皆さんも御承知のように、一つは神河町が将来消滅するであろうという、そういった町に今年の4月に再度表示されたということでありまして、令和4年度においては、2050神町将来ビジョンも策定をさせていただいたところであります。「変わらない風景を未来の世代へ」というキャッチコピーが2050神河将来ビジョンであります。2050年になっても神河町が元気であり続けるために一緒に頑張っていこうじゃないかということあります。そういうふうに考えたときに、どういった政策を打ち立てていかなければいけないかということを考えたときに、当然少子化対策はしっかりとやっていかなければいけませんし、そしてその一方で高齢者対策もやる。しかし、やはり高齢者を支えるためには、次の世代を担う子供たちが元気で住み続けられる環境を整えていかなければいけない。そのためには、やはり神河町に住み続けていただくなためにも、やはり人間づくりというものが必要になってくるわけであります。そのように考えれば、教育環境の充実もしていかなければいけませんし、人間一人一人の人間形成において、文化、芸術、そういった感性を研ぎ澄ます、磨き上げる、そういうところもこれからの中河町のまちづくりにとって非常に重要な要素となってくるわけでございます。そのように考えますと、この公民館事業についても、一昨年か

ら少し芸術性を高めていくような取組を進めているところであります、これが1年、2年で形になるというものではございません。やはり5年、10年、20年、30年、その継続してこそ、やはり人づくり、感性を磨くことができるというふうに思っております。

そういうふうに考えたときに、20年を迎える神河町、そして、この粟賀小学校跡地の神河町の中心に、いよいよこの公園・図書コミュニティ施設ができるということです。そこには図書室もあるわけでありますし、老若男女が集まる施設でもあります。そこで様々なイベント、そしてまた、図書室でいろいろな交流ができる、また本を読む、そういういわゆる人間づくりができるという、そういったところに文化的な芸術的な要素を踏まえた記念モニュメントというものは絶対に必要であろうというふうに思うわけであります。いろいろな芸術性のあるモニュメント、様々あろうかと思います。しかしながら、私はやっぱり石を取り上げたときに、やはりこの長期間風化しない、そういうシンボルになるそのモニュメントを設置することは、神河町が将来にわたって光り輝き続けるためのモニュメントでもあるんだという思いを、町民の皆様方がそういった思いを抱いていただけ、そういうことも考えた上で、このたび予算計上をさせていただいたというところであります。このそれぞれの物の見方、考え方、あろうかと思いますが、私としては神河町のシンボル施設だけではなくて、このエリアに人が集まってきたいただくためにも、今回の記念モニュメント、ぜひ、皆様方の御理解をいただきたい、建設をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。町木、町花、その記念植樹というのも、当然実施をやればいいというふうに考えているところでございます。以上、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） ここで議員の皆様に質疑の範囲といいますか、中身について少しだけお話ををおきます。あくまで提案議案に対する質疑ですので、賛成、反対の意見表明の場ではございません。それは討論、採決の場で個々の議員に行っていただきます。ですから、提案された議案の中身を確認すること、そして、もちろんそれに対する対案等については含んでいただいて結構ですけども、賛成、反対という意見の表明では質疑はないということだけ、御理解をまずいただきたいと思います。

ほかに質疑ある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の議長の言葉で、少し違った質問したかもしれません。申し訳ありません。

今の町長の意見を聞いて、言われんせんことはよう分かるんです。ただ、うちの町が、この神河町が裕福で、すごい予算が余ってるんだというのと違うんで、現実的な話を僕はしたわけであって、その辺も踏まえて、もう一度考えていただきたいということです。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 何か。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 松岡議員の発言につきましては、そういった御意見があるというところは受け止めさせていただきます。しかしながらというか、私の提案理由といたしましては、一つは、身の丈に合ったことをすべきではないかというようなことであろうというふうに思うわけですが、しかし、今だからこそ、やっぱりしっかりと魂の籠もった、そういった記念事業といいますか、そういうことが必要であると私は思っているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、関連で、松岡議員が言いました、町長の思いはよく分かるんです。20年記念してっていうのは分かるんです。でも、私たちが分からんのは、牛尾啓三さんがいいと、それももう町長の思いやと思うんです。ただ、現実的に、あの公園、予算8億で初め見積もってました。今、10億くらいになりますね、大体。2億を超えてます。さらに、ほかにも消防施設、焼却場、かなり金かかります。そんなら、それを逆に捉えてみたら、例えば図書の充実を図るとか、業者に頼むんじゃなくて、例えば小学校が3つあります、中学校が1つあります。そこで子供たちに、それこそ何がいいんやということを1回アンケート取ってもらって、そういう形を整えてもらえば、この1,100万っていうのはもっと有効に活用できるんじゃないかなと、そういうふうに思うんですが、どうですか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 栗原議員の質問にお答えさせていただきます。いろいろな考え方があるということでございます。栗原議員の御意見として、それは受け止めさせていただきます。

それこそ繰り返しということになるわけなんですが、とにかくといいますか、この公園が完成すると併せて20周年を迎える神河町、そして未来に向かって、消滅しない、輝き続ける、存続し続ける、維持し続ける神河町であるためにという思いを込めて、やはり長期間にわたっても風化しない、幾らかはするかもしれません、目に見えて風化するわけではない。それはやはり一つはストーンである、石であるというふうに考えております。なぜ牛尾啓三さんなのかという疑問も持たれる方もいらっしゃるかもしれません、それは単純に私が就任しましてからいろいろな場で牛尾啓三さんの作品も見せていただきましたし、牛尾啓三さんともいろいろとお話しも聞かせていただく、交流もさせていただいたところで、そういった中から牛尾啓三氏のこの作品のすばらしさ、そして世界に通用する、そういったところから、やはり著名な芸術家の方の作品をぜひこの神河町に設置をしたいという、そういう思いでございます。いろいろな意見を聞いて、記念事業的なことをするというのも、それはそれであるというふうには思っておりますが、このたび私としては、神河町としては、今回の予算計上をさせていただいた内容で

提案をさせていただいたということでございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。同じような繰り返しになるかも分かりませんけれど、この件については、先ほど委員会報告の中で言えなかったんですけれど、委員会で十分とはいきませんけれど、いろいろな意見が出てまいりました。その中で、なぜこの石彫にこだわるんだと、モニュメントをね。そうじゃなしに、先ほど松岡さんが言わされたように町木、町花もありますし、またもう1点は、マスコットキャラクターのカーミンもあしらって、ハートを持った形のそういうのならもっと安く抑えれる中で、もっと親しみが出てくるんじゃないかという、いろんな案が出る中で、委員会では慎重に受け止めて検討しますということで私は終わったと思うんですけど、今回また上がってきてくれるということは、私は検討をされた中で、今回違うためのモニュメントの案が出てくるんかと思うたら、全く同じことであるということで、今回いろいろと、何でやったんかという形で意見が出ると思うんですけど、やはり監査委員さんの見解の中にも、見ましたが出てきております。今回、このモニュメントに1,100万が果たして町に対して、財政の厳しい中でいいものかというような意見が今回も出されております。そこら辺りをしっかりと含めて、やはりこの1,100万、また、まして牛尾啓三さんの石彫がいいのか悪いかも含める中において、少しやっぱり見直す中でやっていく必要があるんじゃないかなと。でなければ、我々もそうですけれど、町民の方の理解は非常に厳しいんじゃないかなと私は思います。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） すみません、前田です。常任委員会でそういう御指摘、御発言をさせていただいたということで、私も同席していますので、当然承っております。持ち帰らせてくださいというふうに言わせていただきました。持ち帰りました結果が、これまで石橋課長、町長が発言したとおりで、当初提案したいなと思ってたことを頑張ろうということになったということあります。その中で、今、監査委員さんの御指摘というお話を出ましたので、併せて発言をさせていただこうと思います。

芸術作品ですので、値段があってないようなものにどうしてもなってしまうということは仕方がないんですけども、それぞれの納品先、自治体、それぞれあるんですが、調べようということで、なかなか正直な話が聞けないんですけども、担当部局を通じて、それぞれ額の確認みたいなものもさせていただいております。ざっくり聞いた話でいいますと、大体トン数で決まってきますというふうな部分もあるというふうなことで、今回のこういうふうな感じなものが欲しいなと思ってるものに関していうと、価格的には妥当であろうと、若干同類よりも少し安いほどの料金設定かなというふうなところまでは確認をさせていただきました。これは一つのお約束事として確認作業をさせていただいたということです。

もう一つは、違ったものができないかということも考えるべきであると。これ、先ほどの議論のとおりなんです。そのこともありますけれども、このことについても内部でも検討したんですが、町長が発言させていただいたとおり、長く顕彰していただけるものを、風化しないものを置きたいということで、やっぱりこの石がいいなというふうな話になったということで、あと、栗原議員さんのほうからも指摘がありましたが、大変な大きな予算が動いてるという中で、でもやるのかというふうなことっていうのは、当然私たちも考えていましたが、担当部局を中心にできるだけ企業版ふるさと納税のお願いをしていくこうということで、今回多くの企業版ふるさと納税の確保に努めているということも努力の一つとしてやらせていただいてます。そういうことを含めて、いろんな皆さんの御発言のとおりだと思う部分も多々あるんですが、一つはこの公園と併せて、大きな事業ですけれども、将来に残る石碑を残したいということを提案させていただこうということになっていったということですね、できれば一緒に汗をかいて造ってきたいい施設にいいものを残していくということに御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開を 13 時ちょうどといたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き、第 110 号議案、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

質疑がある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。モニュメントの続きでございますが、私も議会選出の監査委員をしておりまして、お手元に監査報告、神河監査第 48 号、令和 6 年 1 月 27 日ということで、監査報告書が行っていると思います。ここの裏側、監査委員の見解ということで、ひと・まち・みらい課、町制 20 周年記念事業のシンボル石彫モニュメント制作の予算額 1,100 万円について、シンボル石彫モニュメントは芸術的なものであり、金額的なことは判断しかねるも、町の財政状況、事業規模、有効性の観点から見ると過大ではないかと、こういう投げかけを藤後代表監査委員と私、吉岡が合意をして、見解としてお出しをさせていただいている。

午前中も産建常任委員会の折に 1,100 万は過大ではないかという議論もいっぱいしたんですけども、その中で、今日議案で見ると、そのまま 1,100 万で出ていると、いかがなもんかなと正直思います、私も。例えば町長の言われるように、メビウスの輪を題材にした牛尾啓三さんの作品が本当にええんだと、そりゃあ何にも否定しません。そ

して、石ですから、永遠性があると、メンテも楽やと、それもよう理解します。ただ、私と藤後代表監査委員で監査もしたときに、やはり1,100万という数字は庶民感覚からするといかがなもんかなと。これは多くの住民の人が私は感じると、そういうふうに思ってございます。ですんで、産建委員会でお話が紛糾したんですね。だから、1,100万を圧縮して、牛尾さんと相談をして、交渉をして、少し規模を小ぶりにして1,100万が例えれば600万になるとか、ようなことで提案していただいとったらね、今日、こんな厳しい質問が出ることもなかったんじゃないかなと私は思うんです。そこら交渉ですね、牛尾さんと石橋課長かな、どんな交渉、産建委員会終わってから、何か交渉されましたか、お聞きします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。吉岡議員おっしゃっていただいたとおり、産建委員会が終わってから牛尾さんとも話をさせていただきました。その中で、副町長が申し上げた価格的なところというふうなところ、どういう値つけをされるんですかと、ちょっとすみません、言い方があれかもしれませんけれども、どういうふうな形で値段はつけられるんですかというふうなとこから話をさせていただいて、副町長が申しましたとおり、やはりその石の重量、大きさっていうふうなところが基本になっていくよというふうなところの中で、今回私ども1,000万というふうなところで話をさせていただいているんですけども、それが私どもが話したのは、粟賀小学校の図書コミュニティ施設の整備事業、全体の面積も加味した中で、ある一定、どれぐらいの大きさのものがいいのかどうかというふうなところも話をさせていただきましたら、小さ過ぎたらその形にはできるかもしれないんですけども、その場にはふさわしくないというふうな中で、やはりこちらから提案させていただいて、ある一定企画をしていただいた形、大きさがいいのではないかというふうなところで判断をしてますと。金額的には1,000万というふうなところを提示させていただいたということなんですねけれども、その1,000万以上の分のことを今は考えていますと、神河町長のほうからも話もいただいてるというふうなところも含めて、神河町のあそこにふさわしい形のものを考えているんで、牛尾先生にしても値段的には妥当というふうなところを思っていると。町といたしましては、委員会のほうからこういうふうな話もありますというふうなところもきっちと伝えさせていただいた上でお話をさせていただいたというふうなところで、先生も妥当と、私どももその大きさと、ほかのその資料も頂いております、大体金額的には1,000万から2,500万っていうふうな範囲の中で、今値段をいただいてる分を見ましたら1,100万、1,000万というふうなところは、その範囲の中では妥当というふうに私ども考えまして、交渉というふうな形ではないんですけども、協議をさせていただいたというような形でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。この牛尾先生の作品はメビウス、丸い輪みたいなもんですね、永遠を表してる。僕もええもんやな思うとんですよ。だけど、それにこだわると1,100万になるんであって、デザインをメビウスにこだわらんでもええんちゃうんかなと思うんですけど、その辺、メビウスじゃなくて、例えばの話ですよ、牛尾先生、500万でメビウスにこだわらんと、町制20周年にふさわしいようなモニュメントをしてもらえませんかいうのも手やと思うんですけれども、そこらどうです、言われましたか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。結論から申しますと、その部分は言っておりません。今回の一つのテーマとしましては、20周年記念というふうなところで、冒頭申し上げましたとおり、住民の絆と神河町の繁栄というふうな中でふさわしいものということで、牛尾先生を選ばさせていただいたというふうなとこもありますので、メビウスというふうな一つのテーマで一応お話をさせていただいたというふうなところと、それから町長が申し上げましたけれども、子供たちがその石のモニュメントを見ながら、丸だけじゃなくて、ねじれ合ったようなイメージのものというふうなところで、その見ながら、子供たちが一定考える力というふうなものについていくというふうなところの先生からの話もあるというふうなところで、町としてはやはりこの20周年についてはそれがふさわしいというふうなところでお願いをさせていただいたというところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。3回目です、これで終わります。あと、場所ですけど、僕聞き漏らしたんですけど、図書コミュニティ児童公園施設のどの辺りに設置言されましたかね。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 今、設置する場所につきましては、国道から入り口を入って、入ったところにロータリーを造る予定をしてるんですけども、そのロータリーの中、中心のところに少し土を盛った形には今回出来上がるんですけども、その上にそのモニュメントを設置させていただくと。もう入り口入ったところで、みんなが目につく場所に設置をさせていただくという計画をしております。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。これが出てきたのは、この前、11月21日の常任委員会で出てきたんですけど、そのままが今回出てきました。1,100万という数字にちょっとびっくりして、それで今、町がこだわったんのは20周年と、あとこの牛尾さん、メビウスのそこまでこだわる意味、こだわってこの1,000万円を使って、もしできました、子供たちが喜ぶかなっていう、子供たち、町民が喜ぶかなって

いうので、この1,000万っていうのは、先ほど言われてた、電話で聞いたら1,000万が妥当だと言われたって、向こうからの答えしかなくて、僕調べてみたら、この日本でも2008年に城山公園、長野市とかで造られていることがあるんです。やっぱり問い合わせしたら多分金額とかも出ると思うんですね。その1,000万円、向こうから言われたからっていうて、はい、そうですかで、こちらも、ああ、分かりましたという賛成ができないと思うんですけど、そこらちょっと教えていただきたいです。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

お話をさせていただいて、最終的に決めさせていただいたというところはそのとおりですけれども、牛尾先生のほうからは、2000年以降に設置をされた部分の写真と金額の入ったものというふうなところも提示をいたしましたというところでございます。その中には、いろいろなものがございまして、ただ丸いものとか、三角のものとか、いろいろなものも彫刻として造っておられるというふうなところなんですけれども、先ほど言いましたように1,000万から2,500万円というふうな金額のものをさせておるというふうなところで、これを見させていただく限りは、それに合った形のものが今回出来上がるというふうにお願いもしておりますので、そういうふうな形で出来上がってくるというふうに思っております。

この神崎郡内、中播磨管内にも、それぞれ姫路港のほうから生野町、それから養父市のほうにもいろいろな彫刻がございます。いろいろな方が寄贈されたりとか、いろんな形で牛尾啓三さんのほうについては設置をされておるというふうなところなので、金額的なところも聞くけれども、教えていただけないというようなところもありまして、直接もう牛尾先生に値段等を確認をさせていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。もしできたとしても、町民が喜ぶか、あれと一緒に写真撮りたいっていう人が出てくるかなと思ったら、僕は1,000万円かけるのはちょっともったいないと思うんです。そりゃあ、裕福な町であればそれはいいんかなと思うんですけど、やっぱりデザイン料とか、そういう芸術のほうでお金が結構取られるんかなと思うんですけど、もし20周年記念とかをするんであれば、石の彫刻でマスコットキャラクターのカーミンを石で造って、真ん中にハートを造って、20周年みたいなのに造るんで、この1,000万円とか、多分1,000万もかかるないと思うんですけど、500万ほどで済むかなと思うんですけど、そういうのであれば僕も町民が求めるもんじゃないかなと思って賛成とかできるんですけど、これはちょっとそういうふうに、何ていうんですかね、変更いうか、そういう案もこちらから出すことはできないんですか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。20周年の記念モニュメント、記念事業としての一つということを何とかやりたいなと。10周年記念のときはまた状況が違ってきておりまして、一つはやっぱり栗賀小学校跡地活用としての公園・図書コミュニティ施設であるということでございます。

いろいろな経余曲折といいますか、一番最初はPFI方式で事業者を募集して、そして、地域の方々が望まれるような、そういったものを募集したけども、結果として、PFI方式での事業実施には至らなかったというところでありますて、じゃあ、何をしようということで、若い保護者の方々から私は直接いろいろとお話を聞かせていただいたのが、やはりシンボルとなるというか、中央セントラルパークというか、中央公園が欲しいと。都会でいえば当たり前のようにあるけども、都会からこちらのほうに結婚して来て、したけども神河町には中央公園的なものがないと。何とかそういった公園施設を造ってほしいんだという声をいただいて、そうなってくると、もう100%一般財源というか、民間との連携でこの建設をするという事業にはならないというところも非常に悩みましたが、でも、若い方が住み続けていただくためにも、やはりここは町がしっかりと建設をしようじゃないかということで、地域の方々にも共有をさせていただいて、結果として現在の施設の建設に至ったということになりますので、それがちょうど完成と同時に20周年にもなるということは、それはそれでまた記念すべき日、記念すべき事業が重なったということも含めて、そこでもっと、神河町だけじゃなしに周りの地域の方々にも大きなインパクトを与える、周辺の地域だけではなしにもっと広い広域的なところでインパクトを与える、そういった記念事業をやりたいというのは、これは私の思いでございます。

そういうふうな中から申し上げたように、今言いました2点、20周年ということあります。もう一つは、じゃあ何をする、牛尾啓三さんという彫刻家がいらっしゃると、石像彫刻、これは世界的にも著名な方ということあります。芸術性もすばらしい、そういったこれからの人間形成というか、人づくりを進めていく上においては、単なる学校での学習だけではなしに、日常生活における、あるいは文化芸術、社会教育というか、そういった部分での感性を磨き上げる、こういうためにも、やはり著名な方による芸術性のあるモニュメント的なものが必要だなというふうに私は思ったわけであります。

そこで、今回の牛尾啓三さんによるこの彫刻をお願いしたということあります。1,000万円、この年間一般会計が94億、97億という、そういった自治体で1,000万円はあまりにも突出しているのではないかなというふうな御意見、それはそれで素直に受け止めさせていただきたいというふうに思います。しかしながら、人口減少、将来消滅してしまう、そういった報告がなされ、しかし、神河町の地域創生しっかりやっていかなければいけないという、これが神河町の使命でありますし、私の使命でもあるというふうに思っております。

そのように考えれば、周りと同じようなことをしていては駄目やというふうに思っておりまますし、そうしてまた、非常にお金を使えばええということじゃなしに、やはりそこを上手に効率よくというか、本当に目先だけじゃなしに、10年、20年、30年、50年後になって、ああ、やっぱりよかったなど、これは本当に未来につながっていく、そういういたモニュメントだったなというふうに思えるように町政運営をしていかなければいけないというふうに思っております。1年、2年ではなかなかその石がすばらしいと思ってもらえるか、それは分からぬ。でも、私もここ十数年来、牛尾さんともいろいろと交流もさせていただいていますけども、あの作品を見るたびに、その深み、よさというのは本当にひしひしと伝わってくるというか、感じ取れることができます。必ず皆様方に将来は、その後、喜んでいただけるのではないかなというふうに思っているところでございます。いろいろな受け止め方があろうかと思いますけども、これから神河町が未来に向かってさらに羽ばたいていくんだと、元気になっていくんだという、そういう思いを込めての記念モニュメントであるというところをぜひ御理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

財政特命参事が予算説明の中で申し上げました財源についてです。現在、一般財源ということではなしに、この財源は企業版ふるさと納税等の寄附金によってこの支出をしていくということにしているところであります。これからも随時募集をしているところではございますが、財源はそういう形を取らせていただくというところで、今回の12定例議会に提案をさせていただいたということでございます。

○議長（澤田 俊一君） 2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。今、前のというか、令和5年度なんですけど会議録見ましたら、公園・図書コミュニティ施設はシンボル的な施設にしていくとしているというんで、ほんま言うたら、あの建物 자체がもうシンボル的な存在になっているんじゃないんかなと。それにその石像のメビウスとかを建てるいうたら、もうシンボル的な公園になっとんのに、そこにまた石の石像を入れるというのは僕はどうかと思うんです。

あと、今、牛尾さんにお願いしたと町長が述べられたんですけど、それはもう決まっていることなんですか。今から、言ったら、もうメビウスしか駄目なんですか。それともメビウスから変更してカーミンにできるとか、もうお願いしてしまったから、これを通さないけないということになってしまっているのか、それを最後に教えてください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） まず、公園・図書コミュニティ施設、桜空そのものがシンボル的施設であるので、それ以上にこのシンボル的なモニュメントは、それは必要ないのでないのかなという御意見でありますけども、私としては、シンボル的な施設にさらに付加価値を高めていくという意味でモニュメントを建設したいという思いでございます。牛尾啓三さんには、町としてはそういう思いを持っているので、ぜひメビウス、その作

品をお願いしたいと。ただ、議会で上程をして、そして可決していただく、ここが条件になるということありますので、そういうところでございます。

私としては、吉岡議員の質問にもありましたけども、メビウス以外の石像彫刻ということは現在考えにございません。このメビウスのあの形が芸術性がすばらしい、高いというふうに捉えているところでございます。

○議長（澤田 俊一君） ほか、関連質問ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。委員会の中でも言いましたように、再三この件については時間をかけてやってきたわけなんですが、何だったのかと。委員会の中の協議、いろんな意見というものは何か無視された気がします。委員会でいろいろ協議してまして、慎重に受け止めて、次の行政に生かせますと言いながら全然生かされてない現状であり、委員会、今から先どういう形でやるのかという不安を持っております。非常に残念であります。

とともに、先ほど吉岡議会選出監査委員から出ましたように、監査委員さんからの見解が出ております。これについて、町長、どういうふうに思われたか、見解をお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 監査委員の意見ということで拝見させていただきました。監査委員のほうからも、芸術作品というのは、なかなかその価値というものは、やっぱり捉え方で大分違うということ、そして、しかし、1,100万については、神河町の状況からいっていかがなものかということでございます。

それは受け止めはさせていただいたところでありますけども、しかしながら、私としては、この施設の大きさとのバランスという、そういったところもひと・まち・みらい課長と牛尾先生との話の中で、今提案させていただいているこのモニュメントの大きさが一番バランスがよいという、そういう話を聞いたわけでございまして、いろいろな御意見がありますけども、私、先ほど申し上げましたように、神河町の将来にわたっての繁栄ということも含めて、地域創生しっかりやっていくんだということを含めて、今回提案をさせていただいたところでございます。決して産業建設常任委員会での議論を全く無視して今回の提案に至ったことではないということだけは御理解いただければというふうに思うところであります。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この問題につきましては、20周年記念事業、モニュメント、2つあると思います。町制何十周年という事業をする場合に、ほんま、こんな中途半端な時間で普通するかっていうような話になるんですけど、例え

ば50年だとか100年だとかは分かります。する時期が、もう一つ意図が分かりにくい。もう一つは、シンボル的なモニュメントと言われました。20周年のシンボルやつたら多分、設置場所はあそこじゃなくて、庁舎役場内になるのかなというような感じはします。

今、町長のほうが、施設の大きさに合わせたモニュメントを造りたいと言われているのなら、かなり大きなものだと思います。ロータリーの中に設置されると、その近くに寄れない、危険ですから外からになります。立ち寄れないモニュメントとなりますよね。これ、今、1,000万から1,500万ということは、担当課長が金額的に言わされました。当然、ここまで話進んでいることは多分、概略図か何か描かれてると思うんですけど、大きさとか寸法があると思うんですけども、その図面は見せていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。概略図等々はございません。今はまだ牛尾さんの頭の中での話で、大体同じようなイメージのものというふうなところでは教えていただいているんですけども、その素案的なものも今のところはないというような状態でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤原資広議員の御質問で、20周年、そしてモニュメントということで、20周年という中途半端なこの年にすべきではないだろうと、ふさわしくないという、そういった御意見だったというふうに思っておりますし、そういった記念モニュメントであるのであれば、役場の敷地内にすべきだろうという御意見であります。

それに対しましては、私は逆に、20周年だからこそ、そして、これからさらに第3期地域創生総合戦略を立てていく、地域創生をさらに進めていくという、そういった決意も含めて、20周年であるからこそやるべきだというふうに私は受け止めているところであります。それをやることによって50周年があるんだというふうに捉えているわけでありまして、そしてまた設置場所が役場でという御意見もございました。役場で、そこに設置するということもいいと思います。しかしながら、私は、その記念モニュメントは町民の皆様方が気楽に集える場所、それは役場の敷地内ではなくって、公園・図書コミュニティ施設であるというふうに考えております。なぜなら、シンボル的な施設であるからでございます。役場に多くの方が来ていただくために設置をするという方法もありますが、より身近に、そして遊べる、そういうふうに考えれば、役場ではなくって公園であるというふうに捉えています。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。それでは、私のはうから、14ページの工事請負費ですね、栗賀小学校の工事請負費の2,659万5,000円の増額理由について少しお尋ねします。

今日付の別添資料を出していただいているんですけども、下側の段の番号2のことですね、工事請負費2,725万5,000円、ざっくり建築工事何ぼ、電気工事何ぼって書いてあるんですけども、これ、ざっくりやのうて、もう少し詳しく、まず説明していただけますかね。過日の産業建設常任委員会でもざっくり説明を受けてるんですけども、この場では産建の委員の方でない方もいらっしゃいますんで、まずは、なぜこういう事象が生じて、この増額理由なり減額理由なりに至ったかっていうところをまずお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

前回の産業建設常任委員会のほうでは、平面図的なものも添付させていただいて、説明をさせていただいております。

今回、資料のほうで出させていただいている分では、欄的にも項目的しか書けないというようなところでまとめた分を書かせていただいているんですけども、まず、建設工事費の部分で一番大きくマイナスになったというふうな部分については、ラップルコンクリートの取りやめというふうなところで、610万9,000円の減額というふうなところです。このラップルコンクリートの取りやめと。ラップルコンクリートというものはどういうものかといいますと、今現在、建物が建ってる場所なんですけれども、建物の例えば基礎をするのに掘削をするわけなんですけれども、掘削後、地盤が軟弱な場合は、コンクリート等を混ぜた土壤改良をしないといけないというふうなところで、設計の中にはそういう整備の費用が入ってたというところでございまして、この部分については最終的には必要がないという判断で、今の基礎をして建物を建てているという状態でございます。その部分が610万9,000円の減額というふうなところでございます。

その逆にプラスになった部分といいますのが、図書の返却口の工事、それから家具のベンチですね。当初、備品でも見ておったわけなんですけれども、どうしても建設工事のときに下からピンを出して固定をしなくてはならないというふうなところで、工事費に追加で家具のベンチの設置、それから購入というふうな部分を持ってきたところで、それが516万円の増というふうなところでございます。

それから、少し大きくなっている数字のところについては、敷地全体の北側、今の建物の東側のほうから北側のほうなんですけれども、当初、工事費というふうなところを縮減を図るというふうなところで、今、現地にある土で仕上げをしていくというふうなところを考えておったというところでございます。現実的に工事、現場のほうを入ってまいりますと、やはり、追加の原因にもなってるんですけれども、石ですね、石とか、それから前の栗賀小学校を取り壊したときの残骸ですね、そういったものが運動場の中に入ってたというふうなところで、その処分費等も追加になってきておるというふうなところなんですけれども、最終的に建物の北側の部分の整地をその土を使ってすると

いうことを考えてたわけなんですけれども、最終的にはその土では、最後の最後、きちっとした整備、出来上がりにはならないという判断を私のほうでさせていただきました。最終的には、その上に真砂土をひいて仕上げの整備をさせていただくというふうなところで、金額が真砂土代の追加というところで 650 万円の増額というふうな金額になっております。

先ほど言いました転石とか殻の運搬処分費なんですけれども、470 万円の増というふうなところ。それから、入り口入ったところにバスの駐車場というのを造る予定にしておりますけれども、そこも仕上げを土というふうな形で予定をしてたんですけれども、バスを止めるというふうなところ、一定の整備をせなあかんということで、アスファルト舗装というふうなところで、ロータリーと併せてバスの駐車場もアスファルト舗装をするというところで 90 万円の増というふうなところ。あと、その他も足しますと、建築工事の部分では、差引きをしまして 1,910 万円の増となるというふうなところでございます。

それから、電気工事費につきましては、合計としては 70 万円増というふうなところになってまいりますけれども、前回の委員会でも説明もさせていただきましたけれども、照明器具制御なんかの台数の変更というふうなところで 130 万円の減、それから、照明器具の一部取りやめということで 92 万 1,000 円の減というふうなところが減額の要因というふうなところです。

それから、増額に関しましては、施設内の放送設備になります音声設備のポールですね、スピーカーをつけるポールになりますけれども、その分の追加で 89 万 5,000 円、それから、設置工事の仕様変更というふうなところで 90 万円、それから、幹線設備の延長サイズということで、グラウンド場、その配管とか、いろいろな変更がありまして、その幹線設備の変更ということで 105 万 1,000 円というふうなところ、その他も含めてですけども、電気設備につきましては 70 万円の増というところでございます。すみません、もう一つ、先ほどの電気設備のところで、天井裏のケーブルラックの新設というふうなところで、1つ 130 万円の増というふうなところが入ってまして、トータル、差し引きしまして 70 万円の増ということになります。

それから、機械設備工事ですけれども、差し引きしまして 70 万円の増というふうなところになります。この 70 万円の増につきましては、マンホールですね、それぞれの設備をするときのマンホール、地下の通路いうか地下の配管とかがありますので、マンホールを設置する予定にしてたんですけれども、マンホールの蓋自体を、今、長谷駅の下と新野駅にカーミンのマンホールをつけておるわけなんですけれども、同じものになりますけれども、それを粟賀小学校の整備の中に入れ込んでいくというふうなところで 67 万 4,000 円の増ということで、そのほかがありまして、70 万円の増というふうな形になっております。

共通経費が 655 万円ということで、工事費の価格合計が 2,705 万円、消費税入れ

まして2,975万5,000円というふうな、すみません、大まかなちょっと数字で申し訳なかったんですけれども、詳細ということにさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。ここをできるだけ詳しい資料を本会議で出してほしいというのは11月4日の産建でもお願いしてたんで、今、口頭で説明していただきましたけれども、できればこの後、付託される予定である総務文教にはもう少し詳しい資料を、一目で分かるようにつけていただきたいと思います。

お聞きしたいのが、当然、工事進めていって、殻等々が出てきての建築費の増減というのは十分理解します。1点理解できないのが、電気設備関係のいわゆる照明の減やね。この施設っていうのは図書コミュニティなんで、照明って物すごい重要なと思うんです。先ほどの課長の説明では130万と92万1,000円の減額なんで、ざっくり200万超の減額になってるわけなんですけども、厳密にはこのJISの規格が適用されるのかどうか分からんんですけど、コミュニティ施設なんでね、図書施設やったらJIS規格でルクスも決まってると思うんです。これ、当然大きな工事なので、設計を東畠さんにお願いして、当初はきっちり設計してもらうはずやのに、なぜこの直前になってわざわざ照明の変更が入るのかっていうのが一番理解できないんですよね。高い高いお金を払うて当初に設計してもうとんですわ。その設計されるときは、東畠さんなんかプロですから、そういうJIS規格等々とか照度の当たり具合とかも当然加味されて設計されてるはずなのに、照明を減らす理由が少し理解できないので、ちょっとその辺の説明をしていただけたらなと思います。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。照明器具の制御、それから台数の仕様というふうなところと、一部やめた部分というふうなところで、先ほどの申し上げた金額というところでございますけれども、今回、設計のときには一定、東畠建築事務所のほうで設計をしていただいているというふうなところなんですけれども、工事で実際に建築後、初めて、施工業者の大鉄工業さんとも含めて協議をさせていただきまして、例えば照明が設計の中では352基を予定してたというふうなところなんですねけれども、328基、マイナス24基ですね、24基減らすというふうなところで、もちろん照度等についてはもう間違なくきちんとできているというふうな中でのお話でありまして、最終的には3者、町も含めて、そういった形でいこうというふうに決めさせていただいたというところでございます。

それから、照明器具の制御とかの部分でいいますと、今回、仕様もちょっと変更させていただきました。というのは、電気の、今、配管をしてつないで、電気のスイッチオン・オフというふうな、当初そういうふうな設計の仕様やったんですけども、それを無線でオン・オフができるというような制御盤に変更させていただいたというふうなところで、そういった配管等も、配管といいますか、そういうふうな手間賃いうふうなと

ころも省けていったというふうなところで130万と92万1,000円、222万1,000円の減額につながったというふうなところでございます。

また、申し訳ございません、この後の総務文教の中でも資料を出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。もし今御存じでしたら教えていただきたいんですけど、いわゆる当初の設計の照度はどれぐらいのルクスを見込んでおられて、352基から328基に減らしたことによって、どれぐらいの照度が保たれるというのもし今分かれば教えてほしいですし、分からなければ、付託される予定の総務文教常任委員会で答えていただいて、一般的には図書施設はおおむね500ルクスがないと本が読みづらいというふうには言われてるんです。児童向けの本だったら大体250から300ルクスとか、細かくJISのほうでも決まってるみたいですが、私は素人なんでよく分からないですけどね、一応念のため、間引いたことによって物すごい暗くなる部分が存在するのか、しないかとか、少しそういったところを総務文教のほうでまた出していただけたらなと思います。これはお願いになりますので、もし今分かれば答えていただいて結構なんで、お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。大変申し訳ありません、協議のときにはその話があったんですけども、今はちょっと答えられませんので、総務文教のほうで回答させていただきます。申し訳ございません。

○議長（澤田 俊一君） それでは、小寺議員から資料の提出依頼がありました分につきまして、次回の総務文教常任委員会に提出をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。ちょっと関連で教えていただきたいと思います。図書コミュニティ整備事業で、審査する上でちょっと参考にしたいので、よろしくお願ひいたします。

質問事項は6点ございます。令和5年度当初予算で債務負担行為の限度額8億円とされています。多分これは5社からヒアリングされた金額だと思うんですけど、この段階では公園敷地内の施設が全て完成する予定の8億円かどうか、まず1点目、それを教えていただきたいと思います。

それから2点目です。現場説明書の概要を産建で一遍見せていただきました。その中に外構工事があるんですけど、外構工事の中に附帯工事、周辺のネットフェンスも多分含んでると思うんですけど、それが含んでいたか、含んでないか教えてください。

それから3点目です。第1回目の入札から1回、2回変わっただけで、何々外さ

れたのか、工事の種類を教えていただきたいです。

それから、ごめんなさい、当初の 8 億円でされた中で、現場説明をする段階で落とされたものがあったら教えてください。

それから 2 つ目です。第 1 回目の入札と第 2 回目の入札されたときにもう一遍いらわれてますんで、何々落とされたかを教えていただきたいです。

それから 5 点目です。7 月 10 日に入札公告されてるんですけど、その項目の 2 番目に、入札参加者に必要な資格に関する事項の 8 行目(8)に、神河町外の業者は、神河町内に本店、営業所を置く下請との契約金額の合計を本工事金額の 10 %以上とすることのできる者、業者という規定があります。今の時点で実際何%、下請金額になっているか率を教えていただきたいと思います。

それと 6 点目です。債務負担行為、限度額 8 億になってます。その限度額が示してある意味、意図、いわゆる 5 年度ということは、6 年度にまたがってするけども、8 億円で全部工事を完成させましょう、8 億円以内で工事をしましょうという意味だと私は取っとんんですけど、どういうような捉え方をされているのか、いわゆる 8 億超してもできると思われているのか、その解釈の仕方を教えてください。

以上 6 点をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） それでは、石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

○議長（澤田 俊一君） それぞれ番号を示して言ってください。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 一番最初の 8 億の中で全て完成しているのかどうかというふうなところの御質問なんですが、8 億円というふうな中には、冒頭、設計費、東畑さんに設計をしていただいたときには 8 億以上の設計費というふうなところになっておりました。8 億円というふうなところは、補助金のことも含めながら中で検討をしたというふうなところで、上限 8 億円しか出せないというふうなところの判断の中でできる部分というふうなところで、8 億円につきましては、今回、随意契約で追加で契約させていただいた部分、フェンスの撤去とかフェンスの新設、それから擁壁というふうなところの部分については外させていただいた上で 8 億円というふうなところでございます。先ほど言いました附帯工事といいますか、追加いうか、随意契約をさせていただいた部分については、予算では 2,500 万円の予算を別途取らせていただいて、当初予算に置かせていただいたというところでございます。

もう一つ、8 億円の中には整備工事というふうなところでありますて、中の備品とか、それから遊具ですね、遊具の部分についてもその 8 億円には含んでいないというふうな形というふうなところです。

2 番の部分はちょっとフェンスの部分で、一緒に今説明をさせていただいたかなというふうに思いますので、フェンスなどの部分は別途工事で 8 億円には入っていないというふうなところで理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、3つ目になりますけれども、入札のときですね、入札のときに何を外していったかというふうなところかなというふうに思いますけれども、1回目につきましては、先ほど言いました形の中で、約8億円の工事で入札をかけさせていただいたということなんです。なんですけれども、近年の物価高騰いうふうなところで、8億円では応札、入札をいただいたわけなんですけれども、落札業者がいなかったというところでございます。それで、2回目の入札につきましては、工事費、設計費の中から全く同じもので2回入札をかけるというふうなことはできないというふうなところです。また、8億円では落札がないというふうなところで、設計、金額を少し落としてというふうなところで入札をさせていただいたんですけれども、その部分について、すみません、ちょっと中身があれなので、またお示しをさせていただくというところでお願いしたいというふうに思います。

それから、入札の公告の分ですけれども、10%以上ですね、10%以上の下請というのが町内業者の使用というふうなところができる業者さんが入札に対しての資格がありますよというふうなところで、今現在というふうなところですけれども、産業建設常任委員会のほうでも示させていただいた数字から、ちょっとまだ聞いてないもんですから、今現在は3.33%ですね、あの数字から少しまだ変わっていないというふうな状況でございます。

一番最後の部分は、ちょっと財政特命参事のほうに。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） そうしましたら、あと残りの一番最後ですね、債務負担の限度額の意味、どういうふうに捉えているかということでお聞きをされました。今回、最終的には変更が入ってくるので、8億を超えたというところがお聞きされてる論点だろうというふうに思っています。

この限度額、当初8億円というのは、この工事請負を8億の中でやりますよということで契約行為を行うために、その限度額を債務負担のという予算として上げたという理解です。その中で予定していた8億円を、最終的には本体の中で少し増額も出てきて、超えてきているということになります。したがって、債務負担の設定をしたのが令和5年度予算です。その時点では、この8億円内で工事請負費ということで完了をさせるという意思表示をしているという理解です。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 発言のときは手を挙げてください。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。入札当初、初めの入札と2回目の分、入札、諸経費を入れて多分3,800万ほど落ちてると思うんですね。補正上は約3,000万ぐらい上がってます、増減でね。今、先ほど附帯工事についても、当初の9月の説明のときは、副町長から出合い丁場でほかの業者入ると工事しにくいということで、何とか大鉄のほうでお世話になりたいんやと。業者もそう言うとるんで、全部また地元の

業者渡すと、言うてますんで、何とか御了解願いたいというような話を副町長から聞きました。

11月の説明のときは、2割を大鉄工業が取られている話がありました。当時の話とは全く違った結果になってます。そうなりますと、今、入札減でできた差額は約3,800万ほど、当初の入札でね。今回変更しようとされてる部分の工事の分はトータルで約3,000万あります。附帯工事で、当初は請け負ったお金を全部町内業者に下請させますよと言われたものが2割取られてますんで、500万ぐらいかな、差額出ると思うんですね。そうなると、大体3,500万ぐらい戻ってきてます。そうなりますと、入札で落ちた分がここでカバーなってるのかどうか。もう一つは、下請率が落ちてる、いわゆる3.3ということは、かなりのお金が約束違反いうような形になるんですけど、普通、相当大きなお金出てくると思うんですけど、その分はどのように理解されているんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。8億円に収めるために落とした金額というふうなところは、基本的には別途工事で追加させていただきました2,500万円部分というふうなところでございまして、今回補正をさせていただく約2,975万5,000円につきましては、純然たる工事をする中で変更をかけていったものというふうに御理解をいただきたい。その一部、北側の真砂土等については、当初に8億円に収める部分で抜かせていただいた部分ももちろんあるんですけれども、それは、抜くけれども、その土で大丈夫であろうというふうな見解で抜かさせていただいている部分がありますので、その分はちょっと別なんですけれども、最終的には今回、やはり仕上げ的にはもう最終的にきちっと、皆さん見ていただいて、きれいにできたなというふうにしようと思ったら、やはり真砂土の最終的な仕上げ整備が必要と判断をさせていただいた、追加をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がある方。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第110号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 第111号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第8、第111号議案、令和6年度神河町ケアステーショ

ン事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳出で、児童送迎をシルバー人材センター委託から直接採用職員へ変更することに伴う人件費37万5,000円の増額と委託料90万円を減額し、予備費で調整しています。このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第112号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第9、第112号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰

入金、財政安定化支援事業繰入金等、繰入金の増額、歳出では、令和5年度の保険者努力支援交付金の確定に伴う国庫返還金の増額、標準報酬月額の改定に伴う職員の共済費の増額等でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,675万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました第110号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第4号）との関連がありますので、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第10 第113号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、第113号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、保険基盤安定負担金が確定したことによるもので、歳入で、保険基盤安定繰入金の減額、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ247万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,847万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案についても、第112号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第11 第114号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、第114号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、時間外勤務手当等の増額に伴う人件費の増加により、国県等補助金及び繰入金の増額、歳出では、時間外勤務手当等の増額に伴う人件費の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,399万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案についても、第112号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第12 第115号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第12、第115号議案、令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、病院と訪問看護ステーションの間における職員異動に伴う人件費の増減、患者数増により業務量が増え、現員の職員数では対応し切れない事態を想定し、会計年度任用職員の看護師1名分を計上していましたが、今までその対応が生じなかっ

たため、9か月分を減額するものです。歳出のみの補正で、その内容は、業務費の報酬を223万7,000円、給料を25万1,000円、職員手当等を168万4,000円、共済費を39万円、会計年度任用職員の通勤費用である旅費を7万8,000円それぞれ減額。総額で464万円減額し、予備費で調整しています。このことによる歳入歳出予算の総額の増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第115号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第115号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第116号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第13、第116号議案、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金の増額、歳出では、長谷漁協事業に係る一般会計繰出金の増額でございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ435万8,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和6年11月22日に書面決議により、長谷地区振興基金審議会に御承認いただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案についても、第112号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第14 第117号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第14、第117号議案、令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で、令和5年度取得財産確定に伴う長期前受金戻入の148万4,000円の増額、支出では、電気料金高騰による不足で350万円の増額、時間外勤務増加に伴う総係費の報酬9万2,000円を増額、職員異動等に伴う法定福利費等の1万4,000円の減額、令和5年度取得財産確定に伴う減価償却費の498万2,000円の増額、増減の差額707万6,000円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出では、職員異動に伴う人件費、事務費の手当で6万8,000円の増額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を2億2,112万6,000円に改めます。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を14万6,000円増額し、3,726万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

[討論なし]

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第118号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第15、第118号議案、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、電気料金高騰による不足で55万円の増額、処理場の修繕が上半期で多く発生したため、3月末までの見込みで50万円の増額、職員異動等に伴う総務費の報酬等で4万5,000円を増額、令和5年度決算確定により減価償却費の32万7,000円の増額、令和5年度の浄化槽特別会計への一般会計からの繰入金で、未収未払い金が確定し精算が終わったことにより、余剰分の繰入額を一般会計に戻すため、特別損失として1,076万5,000円の増額。増減の差額1,218万7,000円を予備費で減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出の事務費で、制度改正に伴う法定福利費2万6,000円の減額、5年度事業の確定により過充当になっていた企業債の償還を90万円増額しております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を3億8,384万6,000円に改めております。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を2万円増額し、4,029万9,000円としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案についても、第112号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第16 第119号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第16、第119号議案、令和6年度公立神崎総合病院事

業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正理由は、主に4点でございます。1点目は、診療報酬制度改正による医療従事者の処遇改善に向けたベースアップ評価料新設に伴う入院収益の増額補正、2点目は、職員異動等に伴う人件費の増減、3点目は、職員紹介業務委託料の増額、4点目は、放射線技術科に配備しているエックス線透視撮影装置が故障し、急遽購入する必要が生じたため、その購入費用と、財源である企業債、一般会計出資金（過疎債分）をそれぞれ増額するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一朗君） 病院総務課の井上でございます。本議案の詳細説明をさせていただきます。

個々に補正内容を御説明申し上げますので、21ページを御覧いただきたいと思います。予算第3条の収益的収入及び支出のうち、まず収入ですけれども、入院収益として2,897万円の増額です。これは、令和6年6月の診療報酬改定により、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として、医療従事者の処遇改善に向けたベースアップ評価料が新設されたため、その収入見込額を計上させていただくものです。

22ページを御覧ください。次に、支出の1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、人件費の補正でございますが、6月補正で一部補正させていただきましたが、それ以降、今日までの異動分について補正させていただくものです。1節医師給で350万円の減、2節看護師給で772万4,000円の増、3節医療技術員給で157万8,000円の減、4節事務員給で75万6,000円の増、6節医師手当で493万4,000円の減、7節看護師手当で197万4,000円の増、8節医療技術員手当で67万円の減、9節事務員手当で7万6,000円の増、10節技能労務職員手当で21万円の減、11節賞与引当金繰入額で313万7,000円の減、12節会計年度任用職員の報酬で1,518万9,000円の減、13節会計年度任用職員手当で672万2,000円の減、14節法定福利費で89万5,000円の減、15節法定福利費引当金繰入額で62万7,000円の減、給与費全体では2,695万9,000円の減額です。

医師職と医療技術職は、給料と職員手当をそれぞれ減額しています。これは、不足している内科医師や医療技術職の薬剤師を、応募のあったときに即座に採用できるよう予備的に計上していた費用について、12月末までに採用に至らなかったので、9か月分を減額させていただきます。看護師職については3人増となったこと、事務職については、幹部候補者を令和7年2月もしくは3月に採用する予定が生じましたので、給料及び職員手当をそれぞれ増額させていただきます。会計年度任用職員については、医師1名が本年10月末で退職、看護師2名と事務員1名の採用を予定し、計上していた報酬及び手当等をそれぞれ減額させていただきます。

以上が人件費の補正に係る部分でございます。

26ページをお願いいたします。3目経費、職員紹介業務委託料で250万円の増額です。当初予算で585万円計上させていただいておりましたが、本年4月採用の外国人の人材紹介費及び生活支援費3名分、月11万6,000円等で年間138万6,000円必要でございます。それ以外に、看護師2名の紹介料185万7,000円、薬剤師1名の紹介料186万7,000円、看護助手2名の紹介料26万4,000円をそれぞれ支払い、現時点で537万4,000円の支払い見込みでございます。現在、採用の応募についてはほぼほぼ業者を通じてとなっておりまして、今後3月までの対応分として増額させていただくものです。

次に、2項医業外費用、6目雑支出で、4条控除対象外消費税として277万5,000円増額します。これは、この後説明させていただきますが、放射線技術科に配備しているエックス線透視撮影装置の買換えによる消費税分の計上でございます。

次に、27ページ、資本的収入及び支出の、まず支出をお願いいたします。1項建設改良費、2節資産購入費で3,300万円の増額です。これは、エックス線透視撮影装置を追加で購入させていただくため、補正させていただくものです。この装置は平成24年に購入し、12年経過しております。夏頃から始業時の装置立ち上げの際に不安定な状況が続いておりました。修理は可能のことですけれども、修理費用は約600万円必要でございまして、部品の供給もあと1年少々で終了するということですので、次年度更新を予定しておりましたが、繰り上げて購入させていただきたいと思います。ちなみに、耐用年数は6年とされております。その購入費用の財源として、収入で企業債及び一般会計出資金（過疎債分）それぞれ1,650万円、合計3,300万円を計上させていただくものです。

以上が詳細な説明になりますが、総括的な事項について少し御説明しますので、19ページにお戻りください。第2条、業務の予定量の器械備品購入費を3,300万円増額し、1億2,422万4,000円に、第3条、収益的収入及び支出の病院事業収益を2,897万円増額し、34億8,246万9,000円に、病院事業費用を2,168万4,000円減額し、36億5,467万3,000円に、第4条、資本的収入及び支出の資本的収入を3,300万円増額し、2億4,230万6,000円に。

次のページ、20ページをお願いします。資本的支出を3,300万円増額し、3億3,898万9,000円に補正いたします。第5条、企業債の限度額を1,650万円増額し、9,860万円に、第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を2,695万9,000円減額し、23億1,166万3,000円にそれぞれ補正いたします。

28ページはキャッシュフロー計算書、29ページから31ページは給与費明細書でございます。

最終ページ、32ページを御覧ください。この資料は補足的に添付している説明資料でございますが、ほぼ中段に3条予算の収支差を記載しております。左から2列目の当初予算時には、費用が収入を2億2,246万3,000円上回ることとしておりましたが、このたびの補正により、右から2列目、予算現額計の列を見ていただくと、1億7,220万4,000円のマイナスとなり、費用が収入を上回ることに変わりはございませんが、収支差が少し縮まった状況でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。給与費が減額になっているっていうことは、人がちょっと足らないということで理解していいんですか。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） ただいまの質問でございますけれども、先ほど人件費の説明をさせていただきましたように、少し予備的に予算計上させていただいておりましたが、採用に至らなかった等々によりまして、このたび減額をさせていただくということでございます。よろしくお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、充足しているという理解でいいんですね。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。充足しているということではございません。先ほど、例えば医師職で申し上げると、内科医師1名の採用であるとか、医療技術職で薬剤師の正規職員の採用を目指しておりましたが、このたび、今日までには採用に至らなかったということで落とさせていただいておりますが、引き続いて採用に向けて取組をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

5 番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。ページ、23ページの医師手当493万1,000円の減額とあってたんですけども、先ほどちょっと説明聞いたら、医師が退職されたという報告だったと思うんですけど、これで間違いないですか。それと、どういう理由で退職されたのかお聞きいたします。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この医師の手当の部分でございますが、これは正規職員の給料及び手当の部分でございます。先ほど10月末で医師が退職したというのは、会計年度任用職員のほうでございます。医師職で正規職員で給料が350万円で、医師手当で493万4,000円の減ということでございますが、当初予算を組むときにベテランの医師等々を想定して予算を組ませていただいている部分がございます。今年の4月に大阪医科大学等から医師免許を取得されて数年の医師をお迎えしたというふうなところがございまして、お給料また手当の部分で差額が出て、このたび減額補正をさせていただくというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。私、医師が1名退職されたいことも委員会の中で聞いたと思うんですけども、ちょっと内容がよう分からなかつて改めて聞くわけです、どういう内容だったのかということを。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。大変失礼いたしました。正規職員も医師が1名、9月末で退職を実はしております。この医師は大阪医科大学から、当初から半年の予定で当院にお迎えをした職員でございます。もう1人は1年間お迎えをしている職員でございまして、一応3月末まで勤務をいただくということでございます。正規職員の中の医師の退職というのは、大阪医科大学から半年の予定でお迎えした職員が9月末日で退職をしたというところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。ちょっと私、これ名前出してもいいんかどうか分かりませんけれども、元神戸大学のOB、OBじゃないけど、名誉院長ですか、その方が退職されたという話も聞いたわけなんんですけども、これについての辞められた内容をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今、安部議員がおっしゃった部分でございますが、会計年度任用職員で採用をしていた職員でご

ざいます。御年齢が78歳という御高齢というところもございまして、10月末で退職に至ったというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ちょっと確認します。井上病院総務課長、名誉院長が会計年度任用職員ということでおろしいんでしょうか。再度確認です。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。基本的に65歳を超える職員等については、会計年度任用職員等で採用をしているという状況でございまして、今おっしゃった名誉院長は、お年が78歳というところもございますので、会計年度任用職員で採用をしていたというところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。21ページの収入の入院収益の部分で少し教えてください。提案説明で、ベースアップ評価料で診療報酬の上乗せされるんですかね。少し私、理解がうまくできなくて間違ってたら申し訳ないんですけども、診療報酬でベースアップ部分がある程度補填されるんであれば、なぜ入院収益だけがここ増額で上がってき、外来収益は上がらへんのかなっていう、素朴な疑問なんですけど、その辺のところはいかがなんですか。入院収益でしかベースアップ評価料は補填されないっていう理解でよろしいんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。実は、全体で2,897万円ということでございますが、今おっしゃったように、外来の部分も実はあるんですけども、額が100万ちょっとだったと記憶をしております。その部分も含めて、当初予算で入院・外来収益それぞれ組んでおりますけれども、その中で吸収されるものというところもございまして、このたび入院収益のほうだけでちょっと上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 小寺です。少額やことなんで、今回は入院収益だけで上げられたとは思うんですけども、やっぱり会計上でいうと、きっちり入院収益と外来収益に分けて上げていただいたほうがいいかなとは思いますので、すぐに修正して補正出せっていうわけではないので、また次回以降もこういうことがあるんでしたら、そういういた項目ごとに分けていただいて、上げていただいたほうがいいかなとは思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。おっしゃるとおりと理解をいたします。このたびこれでお世話になりますけれども、次回以降、

気をつけたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

本案についても、第112号議案と同様の理由により、本案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お詫びします。委員会に付託した議案審査のため、明日から11日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。明日から11日までは休会と決定しました。

次の本会議は、12月12日午前9時30分再開とします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時36分散会
